

公証人史料にみる, 18世紀ナポリの民間劇場の利用条件

—— オペラ興行師と演劇興行師の劇場共同利用 ——

山田高誌

Identified Conditions of Use of the Neapolitan Public Theaters in the Late 18th Century from the Notary Public's Documents

——The Endorsement from the *Impresario* of *Opera in Musica*
to the *Impresario* of *Opera in Prosa* ——

Takashi YAMADA

(Received September 30, 2016)

Key Words: 18th Century, Naples, Theater, Opera, Teatro de' Fiorentini, Teatro Nuovo,
Impresario, Notaries Public

1. 本稿の目的

17世紀よりおそらくは現在に至るまで、ナポリの諸劇場は、全欧の音楽の都のさらなる中心地として、さまざまな種類のオペラや演劇、映画の上演を発信し続け、西洋音楽史やオペラ史のみならず西洋演劇史、さらには映画史にとっても重要な存在となってきた。それゆえ、ナポリの劇場や音楽に関する研究は早くも19世紀初頭より始められ、とりわけ作曲家の自筆譜や筆写譜の収集、整理と保管を行ってきたナポリ音楽院図書館とそこに集う研究者——ピエタ・デイ・トゥルキーニ音楽院の図書館長であったジュゼッペ・シジスモンド（1739-1826）による楽譜保存活動、そしてサン・ピエトロ・ア・マイエツラに移転した後の“新ナポリ音楽院”の初代図書館長フランチェスコ・フローリモ（1800-88）¹、詩人サルヴァトーレ・ディ・ジャコモ（1860-1934）²、政治哲学者であり歴史家としても名高いベネデット・クローチェ（1866-1952）³、市役所に勤務しながら音楽に関する著作を多数著したウリッセ・プロタ＝ジュルレーオ⁴——らによる古典的著作群は、膨大な一次史料を基礎とするナポリの音楽活動の俯瞰図として、いまなお不朽の価値を持っている。

¹ FRANCESCO FLORIMO, *I luoghi della musica a Napoli: storia dei quattro Conservatori di una grande capitale dell'arte*, Napoli, 1868; ——, *La scuola musicale di Napoli e i suoi conservatori, con uno sguardo sulla storia della musica in Italia* (in 4 vols), Napoli, Stabilimento Tipografico di Vinc. Morano, 1881-1884.

² SALVATORE DI GIACOMO, *Cronaca del teatro San Carlino: contributo alla storia della scena dialettale napoletana: 1738-1884*, Trani, V. Vecchi, 1895; ——, 'Paisiello e i suoi contemporanei,' in *«Musica e musicisti»*, n. 12 (1905), pp. 762-768; ——, 'La musica in Napoli dal 16 al 17 secolo: il Conservatorio de' poveri di Gesù Cristo,' in *«Rivista musicale italiana»* 22 (1915), fasc. 3-4; ——, 'Musica antica a Napoli,' in *Atti dell'Accademia pontaniana*, vol. XLVIII (1918), Napoli, Stab. Tip. F. Giannini & figli, 1918; ——, *Maestri di cappella, musicisti e istromenti al Tesoro di S. Gennaro nei secoli 17 e 18*, Napoli, S. Morano, 1920; ——, *Storia del Teatro San Carlino*, Palermo, Rene Sandron, 1924/ 6th ed., (ed.) BRUNO BRUNELLI, Milano, A. Mondadori, 1935; ——, *Il conservatorio dei poveri di Gesù Cristo e quello di S. M. di Loreto*, Palermo, R. Sandron, 1928.

³ BENEDETTO CROCE, *I teatri di Napoli dal Rinascimento alla fine del secolo decimottavo*, 1st ed.: Napoli, Pierro, 1891; 2nd ed. 1915; 3rd ed. 1926; 4th ed. 1947; 5th ed. 1966; rep. Milano, Adelphi Edizioni, 1992; Edizione nazionale delle opere di Benedetto Croce, Napoli, Libreria Neapolis, 2006.

⁴ ULISSE PROTA-GIURLEO, *Musicisti napoletani in Russia nel 700*, Napoli, Elzevira, 1923; ——, *Musicisti napoletani alla corte di Portogallo nel 700*, Napoli, Elzevira, 1923; ——, *La prima calcografia musicale a Napoli*, Napoli, 1923; ——, *Paisiello e i suoi primi trionfi a Napoli*, Napoli, 1925; ——, *Alessandro Scarlatti "il Palermitano": la patria e la famiglia*, Napoli, 1926; ——, *Nicola Logroscino: il dio dell'opera buffa: la vita e le opere*, Napoli, 1927; ——, *La grande orchestra de R. Teatro San Carlo nel Settecento (da documenti inediti)*, Napoli, Oficina Grafica Colomba, 1980; ——, *I teatri di Napoli nel Seicento*, Napoli, Fausto Fiorentino, 1962; ——, *I teatri di Napoli nel secolo XVII*, ERMANN0 BELLOCCI - GIORGIO MANCINI (eds.), in 3 vols with CD, Napoli, Il Quartiere, 2002.

さて一方、本稿のテーマとなる18世紀後半の民間劇場の興業の実態についてはこれまで多くは明らかにされていない。その理由として、民間劇場という性格ゆえ史料が残りにくいこと、またナポリ国立公文書館に残されていたはずの民間劇場関連史料が、第2次大戦中の爆撃によってその大部分が失われたためであり⁵、実際、今日ナポリ国立公文書館に残る18世紀の劇場関連の史料としては、わずかに宮廷官房局史料 *Segreteria di Casa Reale* (fascio 965-970, 1517 terzo) の1781年から86年度のサン・カルロ劇場史料⁶、および、劇場の担当官庁であった王立中央軍事裁判所 *Udienza Generale dell'Esercito* の1751年から1794年にかけての関連史料 (fascio 1295-1311)⁷ のみである。

このため、近年までそもそもの実態解明が不可能と思われ、前述の戦前の基礎研究に依拠する時代が長く続いていた。しかし20世紀後半になり、ナポリの研究者グループであるフランチェスコ・コッティチェッリ、パオロ・ジョヴァンニ・マイオーネらによって、ナポリ銀行歴史文書館史料における“仕事に対する支払い”という観点から劇場史上の空白が再構築されることが提示され、とりわけペルゴレージの時代を中心とする18世紀前半のナポリの音楽活動の実態について多くが解明され⁸、各国の研究者は注目を寄せているところである⁹。筆者は、その研究手法の有効性を18世紀後半の近代的システムの成立についても適用すべく、2004年より断続的に同ナポリ銀行歴史文書館において調査を行い、主要な民間劇場であるフィオレンティーニ劇場、ヌオーヴォ劇場の1765年度から95年度に至るまでの興行システムを明らかにしてきた¹⁰。

⁵ 1943年8月4日の英米連合軍によるナポリ爆撃の翌日、政府は重要史料をナポリ近郊ノーラ市のサン・パオロ・ベルシート *San Paolo Belsito* へ疎開させることを決定する。しかし9月8日のイタリアの降伏により、同盟国であったドイツ軍は急遽イタリアへの攻撃を開始しモンテサーノ村 *Villa Montesano* を爆撃する。この折にちょうどこの場所に疎開中であった公文書館の所蔵史料1,596冊の史料大束 *Fasci* にその火は及び、焼失を免れたのは806大束のみとなった。これにより旧宮廷、劇場関連史料である *Casa Reale Antica*, vol. 598-629, つまり、1734年から92年までに相当するサン・カルロ劇場史料の大部分は失われた。Cfr. ANTONIO ALLOCATI, 'L'Archivio della Segreteria di Stato della Casa Reale dei Borboni di Napoli,' 《*Rassegna Storica del Risorgimento*》, LIV (1967), pp.438-464; ALESSANDRO LATTANZI, 'Vita musicale a Napoli,' in *Fonti d'archivio per la storia della musica e dello spettacolo a Napoli tra XVI e XVIII secolo*, P. MAIONE (ed.), Napoli, 2001, p. 387.

⁶ これら官房局史料は年度ごとに1大束 *fascio* をなすが、それらはサン・カルロ劇場が年間に支出したすべての会計史料の束(1000件近い信託証書、小切手、控え等を種類別に綴じたもの)と、それら記録が清書され、製本された保管用冊子の2点から構成される。前者は劇場が関係者本人と交わした自署入り契約書、領収書本体が収められ、後者には、各作品に出演した歌手、器楽奏者、及び舞台製作に携わった大工の名前、賃金、労働期間がまとめられるほか、すべての座席の予約状況と、予約者の氏名、身分、金額といった詳細までもが記されており、第一級の劇場史料となっている。しかし、この史料を用いた研究としては、現在までにデルドンナによるオーケストラ研究 ANTHONY DELDONNA, 'Behind the Scenes: The Musical Life and Organizational Structure of the San Carlo Opera Orchestra in late-18th century Naples,' in *Fonti d'Archivio* cit., 2001, pp. 427-448; A. DELDONNA, 'Production practices at the Teatro di San Carlo, Naples, in the late 18th Century,' 《*Early Music*》 31.3 (august 2002), pp. 429-442. があるのみである。

⁷ 以下の研究により史料の存在が明らかにされた。F. COTTICELLI - MARIA ESPOSITO, 'La macchina teatrale tra gestione di corte ed impresa privata,' *Il Teatro di Re: Il San Carlo da Napoli all'Europa*, Napoli, Edizioni Scientifiche Italiane, 1987, pp. 215-238.

⁸ FRANCESCO COTTICELLI - PAOLOGIOVANNI MAIONE, *Onesto divertimento ed allegria de' popoli: materiali per una storia dello spettacolo a Napoli nel Primo Settecento*, Milano, Ricordi, 1999; P. MAIONE, 'Le carte degli antichi banchi e il panorama musicale e teatrale della Napoli di primo Settecento,' in 《*Studi pergolesiani. Pergolesi Studies 4*》 ed. FRANCESCO DEGRADA, Jesi, Fondazione Pergolesi-Spontini, 2000, pp. 1-129; GIULIA DI DATO - TERESA MAUTONE - MARIA MELCHIONNE - CARMELINA PETRARCA - P. MAIONE, 'Notizie dallo Spirito Santo: la vita musicale a Napoli nelle carte bancarie (1776-1785),' in *Domenico Cimarosa, un 'napoletano' in Europa*, (Atti del Convegno Internazionale di Studi, Aversa, 25-27 ottobre 2001), eds. MARTA COLUMBRO - P. MAIONE, Lucca, LIM, 2004, vol. 2, pp. 665-1198; F. COTTICELLI - P. MAIONE, 'Le carte degli antichi banchi e il panorama musicale e teatrale della Napoli di primo Settecento: 1732-1733,' in 《*Studi pergolesiani. Pergolesi Studies 5*》, eds. CESARE FERTONANI - CLAUDIO TOSCANI, Jesi, Fondazione Pergolesi-Spontini, 2006, pp. 21-54 con cd-rom allegato (*Spoglio delle polizze bancarie di interesse teatrale e musicale reperite nei giornali di cassa dell'Archivio del Banco di Napoli per gli anni 1732-1734*); STEFANO CAPONE, *L'opera comica napoletana (1709-1749)*, Napoli, Liguori, 2007; M. COLUMBRO - P. MAIONE, *La cappella musicale del Tesoro di San Gennaro di Napoli tra Sei e Settecento*, Napoli, Turchini Edizioni, 2008.

⁹ 研究手法は、もはや国際的に広く認知されているが、調査のために膨大な時間が必要となることから、研究成果は主にナポリ在住の研究者によるものにほぼ限られている。Cfr. GIAN GIACOMO STIFFONI, 'Il Teatro San Carlo dal 1747 al 1753: documenti d'archivio per un'indagine sulla gestione dell'impresario Diego Tufarelli,' in *Fonti d'Archivio* cit., 2001, pp. 271-362; LUCIO TUFANO, 'Accademie musicali a Napoli nella seconda metà del Settecento: sedi, spazi, funzioni,' in 《*Quaderni dell'Archivio Storico*》 (Istituto Banco di Napoli-Fondazione), 2005-2006, pp. 113-193; STEFANO CAPONE, *L'Opera comica napoletana (1709-1749)*, Napoli, Liguori Editore, 2007.

¹⁰ TAKASHI YAMADA, 'L'Attività e la strategia di Gennaro Bianchi, impresario dei teatri napoletani nella seconda metà del Settecento: Interpretazione del suo sistema di gestione dalle scritture dell'Archivio Storico dell'Istituto Banco di Napoli - Fondazione,' Istituto Banco di Napoli-Fondazione 《*Quaderni dell'Archivio Storico*》, vol. 2004, pp. 95-116; 山田高誌 編著 (松田聡, 森佳子) 『チマローザの世界: 秘密の結婚』の成立と上演のコンテクスト, バリ, ウィーン, そしてナポリ, 日本イタリア古楽協会, 2008 ほか。

筆者はさらに、上述のナポリ銀行歴史文書館での史料調査を通してその重要性を見出してきた公証人文書に着目し、2011年から同調査と並行してナポリ公証人文書館においての劇場関連契約文書群の調査を行ってきた。本稿は、その一部の史料について翻刻と解題を行い、ナポリの民間劇場運営の実態の解明を試みるものである。

本稿の成果についてここで簡潔に記しておく、提示する2点の公証人史料によって、当時の民間劇場における“オペラ・シーズン”と“演劇シーズン”の相乗り、あるいは興行師間の“又貸し”にあたっての詳細な条件が明らかにされたことである。これは、オペラ史を中心に描かれてきたナポリの劇場史において、ほぼこれまで無視されてきた“同じ場所”での演劇の役割とそのあり方の解明につながるほか、さらには作品が、劇場の使用条件という興行上の方針によって既にテーマや内容が決められていたことを示す好例ともなり、アーティスト中心主観が根強いこのジャンル研究において新しい知見を与えることになると考えられる。

2. 公証人制度とナポリ公証人文書館史料

公証人文書とは、文書が公正であると保証をする法務実務家である公証人によって残された記録群のことで、それらは主に「遺言」、「離婚」、「任意後見契約」、「金銭消費貸借契約」、「土地建物賃貸借契約」など、個人や法人にとって重要な契約が客観的に改竄されずに記録、保管されている文書を指す。

その文書作成を担う公証人はイタリア、ロンバルディア地方起源の職とされているが¹¹、そもそもはローマ時代における速記記録の技を身に付けていた奴隷 *notarius* を語源とし、ローマ帝国崩壊期までにその *notarius* は皇帝や地方総督の秘書的な立場へと、また、同ローマ後期には *tabellio* という現代の公証人に似た立場で私文書の作成を行う職が出現していることを鑑みると、その源流はさらに古くまで遡ることができよう。14世紀になって商人達の識字率の向上や複式簿記の発達などに伴って専ら法的文書の作成に従事するようになり、18世紀には、教皇や君主のもとで公文書を作成しそれを証明するという役割がほぼ確立する。現在の公証人の直接の源流となる法律がフランス革命下で公布（1791年9月29日付）されると、この法律がフランス共和国支配下となったイタリア王国に導入され（フランス革命暦第11年風月25日＝1803年3月16日付）、その後王政回復後のイタリア各地の宮廷において引き続き運用され、統一イタリア王国下（1879年5月25日付法律第4900号）、そして共和国下（1913年2月16日付法律第89号）を通して現在に至っている。この制度が導入されている地域は、ラテン諸国を中心にEU加盟国28国中22か国（うちイタリアでは5,000人弱、フランスでは8,000人、ドイツでは12,000人程度の登録者）、一方、アジア圏55か国においては日本¹²、中国、インドネシアのわずか3か国での導入に留まっている。

現在イタリアで公証人になるためには、国立大学の法学部の4年間において全21の試験に合格することで得られる法学士学位（および弁護士 *avvocato* の称号）を得た上で、司法省下にある公証局 *consiglio notarile* への申請を通して公証人事務所で行う18か月間の実務経験の後、年に一度行われる国家統一試験で合格する必要がある。試験は、議長となる最高裁判所判事1名、副議長となる判事1名、そして7人の判事、6人の大学教員、9人の公証人からなる試験官団によって行われるもので、連続する3日間で行われる生前譲渡や死後譲渡に関する3種の筆記試験に合格した上で、民法や公証実務、裁判所実務に対する専門知識が要求される口述試験に合格する必要がある、世襲を防ぐ役割を果たしている。年間最終合格者はイタリア全国で15～20名程度とその難易度は極めて高く、さらに事務所開設に際しても住民7000人に公証人1名という制限が法務省から示されていることもあり、その待遇は2014年の《*ore 24 sole Italia*》誌によるイタリアの職業別平均収入調査¹³において、医師の平均年収約75,000ユーロに対してはるかに高い約101,000ユーロの数字が報告されている。

¹¹ “Il notariato veronese attraverso i secoli,” *Catalogo della mostra in Castelvechio*, Verona, Collegio notarile di Verona, 1966, pp. XIX-XXIX; JOSEPH P. BYRNE, “Notaries,” in *Medieval Italy: An Encyclopedia*, vol. 2: L-XZ, Christopher Kleinhenz (ed.), London, Routledge, 2003, p. 780.

¹² 日本では、明治19年（1886）にフランスの制度を模した「公証人規則」が導入されるが、明治41年（1908）より認証権限を持つドイツ式「公証人法」に改められ運用されている。

¹³ FEDERICA MICARDI, voce “medici, commercialisti e notai: le professioni più ricche in base ai redditi dichiarati nel 2014,” *Sole 24 Ore Italia*, 2014/12/11: オンライン記事（確認：2016/9/25）<http://www.ilsole24ore.com/articlegallery/notizie/2014/professionari-ricche/index.shtml>

ナポリでは、1503年以降二世紀にわたるスペイン副王支配下の政治体制においてこのような公証人制度の運用が確立されて以来、公証人文書の保管は国家の要として整備がなされてきた。1500年代から現代に至るナポリ管区に所属するすべての公証人文書群は、現在、法務省管轄のナポリ公証人文書館において管理され、収蔵点数1万冊を超す¹⁴南イタリア最大規模のアーカイブズとなっている。同文書館では、一般請求の場合は有償で、研究者の学術利用の場合無償で文書公開を行っており、21世紀に入ってから再配架以降、18世紀以前の史料についてもおよそ1週間以内（以前は請求から1か月以上の期間が必要）に閲覧が可能となり、アクセスが大幅に改善された。（なお、1500年代から1720年までの古文書については国立ナポリ公文書館へ移管されているため、同館においては1720年代から現代までの公証文書についてのみの閲覧が可能である。）

公的な文書類、法律の草案、個人の遺産目録、都市や建物の測量図、地図を含む文書群は、様々な立場の人間の様々な出来事を克明に記す第一級の史料となり、歴史学や建築史、美術史の領域で様々に用いられてきたが、劇場関連、音楽学の領域においてはこれまでこれら史料を用いた先行研究はほぼ見つからない。その理由は、音楽家を雇用していた興行主の同定を踏まえた後に、さらに彼らが契約時に利用した公証人の名前を同定するという調査手法がハードルとなってきたためであり、筆者の発表や論文は国際のみで初の試みである¹⁵。

その出発点は、音楽家による銀行換金記録の調査を行う中、支払い内容の契約を結んだ公証人の名前がその文書の多くに書かれていることに着目したことに始まり、その後、ナポリ公証人文書館の再配架完了を待って2010年、2011年、2014年と断続的に大阪大学補助、および科学研究費の補助を受けて調査を行ってきたものである。

その結果、ナポリの劇場関係の契約に多く関わってきた公証人を表1で示すように明らかとしながら、さらにその中で、ガエターノ・マンドゥーカ、ヌンツィアンテ・アッパーテ、ピエトロ・デ・ローマ、ミケランジェロ・デ・ビアーゼが長年にわたって民間劇場の契約に関わっていた公証人であったことを見出し、各人物の史料調査を行ってきた。

表1 劇場関連の契約に関わった公証人名と、その活動期間
 <登録年順/とりわけ関わりが深かった人物について左肩に星印(*)を付けている>

公証人氏名	登録期間(日/月/年)
*Gaetano Manduca	18-XII-1749 ~ 31-XII-1779
*Michelangelo de Biase	2-V-1750 ~ 22-II-1779
Carlo Gaetano	12-I-1754 ~ 19-XII-1775
*Nunziante Abbate	9-I-1756 ~ 24-XII-1789
Tommaso Salemme	9-VII-1766 ~ 24-IX-1787
Salvatore Minotti	5-VII-1768 ~ 9-X-1777
Giuseppe Viscillo	24-VIII-1770 ~ 1-XII-1808
Francesco Brancaccio	27-VI-1779 ~ 26-VI-1816
Giovanni Zofra	3-I-1781 ~ 28-XII-1803
Benedetto Balzamo	10-I-1782 ~ 18-VIII-1809
Vincenzo Saverio de Biase	19-VIII-1786 ~ 16-XII-1797
*Pietro de Roma	3-I-1787 ~ 26-VII-1801

¹⁴ ここでの一冊は、公証人ごとに1月1日より12月31日までの公証文書を一につに綴じた冊子を示す。

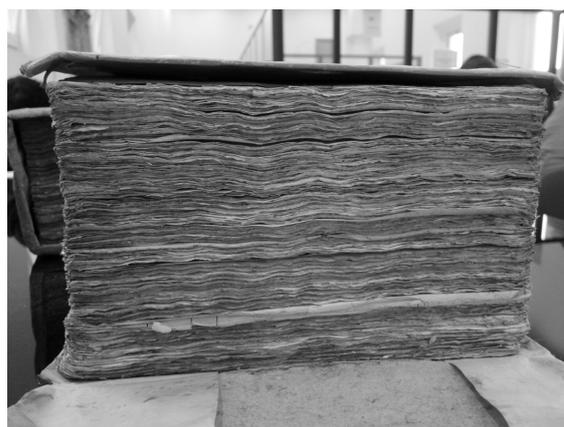
¹⁵ TAKASHI YAMADA, "La cantina dei costumi per le commedie napoletane del Ferdinando Maria Banci nel 1769 衣装業者フェルディナンド・マリア・バンチの、1769年時点のナポリの喜劇/オペラ向け衣装倉庫," in *Fashioning Opera and Musical Theatre: Stage Costumes in Europe from the Late Renaissance to 1900*, (International conference: Venezia, Fondazione Giorgio Cini, 29 march - 1 april, 2012), Venezia, Fondazione Giorgio Cini, 2014, pp. 98-147; 山田高誌「18世紀後半のナポリの人形劇団の実態～フィオレンティーニ劇場において人形劇を上演した喜劇役者O.ゼッキの遺産目録より」日本音楽学会、第63回全国大会(京都、西本願寺聞法会館、2012/11/24-25), 2012/11/24.

ここに、それら史料がどのようなものか、史料装丁例を写真で示すとともに、表2として、ヌンツィアンテ・アッバーテの1786年の文書の中にみられる劇場関連記述を一覧にしてみたい。

図版1, 2は、それぞれ次章4で扱うガエターノ・マンドゥーカ1770年史料、およびヌンツィアンテ・アッバーテ1786年史料を撮影したものである。前者は公証人史料の中でも最大級の冊子の一つとなっており、その冊子にはそれぞれ契約の際に作成された小冊子が多数綴じこまれ、全体として2,000枚以上、幅にして60センチを超している。



図版1. ガエターノ・マンドゥーカ史料 (1770)



図版2. ヌンツィアンテ・アッバーテ史料 (1786)

以下表2としては、次章3で扱うヌオーヴォ劇場の又貸しに関する文書を含むヌンツィアンテ・アッバーテの1786年史料の中にみられる劇場関連記録について列挙する。これらは、他の民間劇場の同時期の活動（フィオレンティーニ劇場の共同オーナーの家族内での資金繰り、および劇場の改装について）を知るにあたって重要な

表2. 公証人ヌンツィアンテ・アッバーテ文書 (1786年) における劇場関連記載例

	史料 (フォリオ番号)	内容概要
1	fog. 1f - 9f	フィオレンティーニ劇場共同オーナー、マッダレーナ侯爵夫人に関する家族の話
2	fog. 16 f - 28v	フィオレンティーニ劇場共同オーナー、マッダレーナ侯爵夫人に関する家族の話。(1万ドゥカートをフィオレンティーニ劇場の改装に用いること.)
3	fog. 66f - 83v	フィオレンティーニ劇場共同オーナー、サヴェリオ・ネイラとリストリ公爵夫人の間に交わされた劇場契約文書
4	fog. 192v - 196v	フィオレンティーニ劇場興行師コレッタのラロへの借金。(劇場に関する必要な資金のための借金3,500ドゥカートについて.)
5	fog. 554f - 559f	ヌオーヴォ劇場を喜劇演劇団に又貸しするにあたって、オペラ興行師と演劇団興行師のトメイ氏の間に交わされた18の条件.

史料となる。

3. 二つの民間劇場

ここでは本稿での調査対象となったフィオレンティーニ劇場、およびヌオーヴォ劇場について概要を示す。

これら2劇場を含むナポリの民間劇場では18～19世紀にかけて、基本的には復活祭から翌年の謝肉祭シーズン最終日までを「劇場年度」とし、その枠組みの中で春、夏、冬、謝肉祭の各シーズンが設定され、それら期間中にはそれぞれ新作オペラが20～30回上演されるという仕組みで年間の興行スケジュールが組まれていた。また、各オペラの合間を縫って演劇の年間シーズンも設定され、オペラと同じように復活祭から謝肉祭までの間に4作品の新作喜劇演劇が上演されていた。以下の二つの劇場の歴史を振り返るだけでも見えてくるように、これら劇場はオペラのみならず演劇との結びつきが深かったが、演劇についてはその上演を同定する唯一の手がかりとなる台本が、オペラの場合のように体系的にコレクションされて残されてきてこなかったことから、運営の実態以前のレパートリーすら全く不明であり、本研究によってようやくわずかながらその演劇の運営実態の手がかりが見えてきたという段階である。

3-1. フィオレンティーニ劇場¹⁶

ナポリの喜劇劇場として最も古い“民間劇場”であるフィオレンティーニ劇場は、17世紀半ば、スペイン副王オニャーテ伯フランシスコ・ルイス・デ・カストロ Francisco Ruiz de Castro, Conte d'Onate の治世下、現サン・ジョルジョ・デイ・ジェノヴェージ教会の場所にあった劇場の廃止とともに新たに開設された劇場で、旧王立劇場サン・バルトロメオ劇場とトゥルキーニ音楽院を海側に臨むメディアナ通り via Medina を挟み、山側の主要道路トレド通り via Toledo の方面に広がっていたジェノヴァ人居住区（現在の via de' Fiorentini）に建てられた。その名前は、劇場の北側のトレド通りに面するサン・ジョヴァンニ・デイ・フィオレンティーニ San Giovanni dei Fiorentini 教会から採られたもので、フィレンツェとの関係はない。

当初、ここではロンバルディア地方あるいはスペインからやってきたコメディア・デッラルテ一座による「世俗的喜劇 *commedie profane*（宗教劇 *commedie sacre* と区別するための名称）」が上演されていたが、1681年になって初めて音楽劇であるオペラが上演されたとされる¹⁷。その後、1709年以降に王立サン・バルトロメオ劇場と対抗する形でオペラの定期公演が開始され、年間4作のナポリ語を用いた喜劇オペラを専門に上演が開始されることになった。

ローカルな劇場でありながら、ペルゴレージ、トラエッタ、ピッチンニ、パイジェッロ、チマローザらが次々と新作を発表したことで18世紀後半にはヨーロッパのトレンドを作り出す場所として注目を浴びた。1770年にナポリを訪れたイギリスの音楽学者チャールズ・バーニーはここを訪れ、次のように報告を残している。

「私はここ（ナポリ）に10月16日火曜日、夕方5時ごろ到着した。そしてこの夜は、ピッチンニの喜劇オペラ《嫉妬ゆえの嫉妬 *Gelosia per gelosia*》を観るために、フィオレンティーニ劇場に赴いた。この劇場はロンドンのフット氏の劇場と同じくらい狭いが、より高く、内部には5層のパルコ席が並んでいる。」¹⁸

¹⁶ 脚注1, 2, 3, 8で引用した著作のほかに、A. ALBERTI, *Quarant'anni di storia del Teatro Fiorentini in Napoli: Memorie di Adamo Alberti*, Napoli, De Angelis, 1878-80; EDUARDO SCARPETTA, *Dal San Carlino ai Fiorentini*, Napoli, Pungolo Parlamentare, 1900; AA.VV., *Fiorentini - Le gloriose vicende dei "Fiorentini" di Napoli*, Napoli, Tipografia G. D'Agostino, 1957; FRANCO MANCINI, 'Appunti per una storia della scenografia napoletana: i teatri minori e le case private,' *«Napoli Nobilissima»*, vol. III, fas. I, maggio-giugno 1963, pp. 16-28; ANNA SCALERA, *Il Teatro dei Fiorentini dal 1800 al 1860*, Napoli, Tipografia Melfi & Joele, 1909.

¹⁷ キャロリン・ジャントゥルコ「ナポリ：エンタテインメントの都市」石川陽一訳、G. J. ビューロー編『西洋の音楽と社会4：爛熟した貴族社会とオペラ』関根敏子監訳、東京、音楽之友社、1996、p. 104.

¹⁸ CHARLES BURNEY, *The Present state of Music in France and Italy: or The Journal of a Tour through those countries, undertaken to collect materials for a General History of Music*, London, T. Becket and Co. in the Strand, 1771, (facsimile ed. London, Travis & Emery Music Bookshop, 2003), p. 292: [I arrived here about five o'clock in the evening, on Tuesday, October 16, and at night went to the Teatro de' Fiorentini to hear the comic opera of *Gelosia per Gelosia*, set to music by Signor Piccinni. This theatre is as small as Mr. Foote's in London, but higher, as there are five rows of boxes in it.]

その後、1799年の一次的な共和制を経て、1806年にナポリがナポレオン支配下としてフランス属国となると、これ以降ナポリのすべての劇場にはフランスの劇場令が適用され、フィオレンティーニ劇場は、サン・カルロ劇場、王立フォンド劇場、そして次に述べるヌオーヴォ劇場と並び、「第1級劇場」と格付けされることとなる¹⁹。イタリア統一後は、有名な喜劇役者アダモ・アルベルティ Adamo Alberti (1809-1885)²⁰ 率いる演劇団の劇場として使用され、多くのナポリ語演劇が上演され、1879年には、ナポリの愛国的貴族サントブオーノ公爵バルダッサーレ・カラッチョロ Principe Don Baldassare Caracciolo di Santobuono によって購入されると、貴族たちの集う劇場として20世紀前半まで様々なジャンルの公演が続けられる。戦禍を受け大きな被害を受けるも、1957年9月16日に、「映画館フィオレンティーニ Cine Teatro Fiorentini」として完全に新しい内外装のもとオープン、現在その建物はビンゴ場「フィオレンティーニ」が入居し、わずかな劇場の遺構とともに、猥雑な雰囲気は今に受け継がれている。

3-2. ヌオーヴォ劇場²¹

フィオレンティーニ劇場が喜劇オペラの定期公演を開始しておよそ15年後の1724年10月15日、フィオレンティーニ劇場からおよそ徒歩10分、同劇場の西側に位置するナポリの目抜き通り「トレド通り」のさらに西側、スペイン街地区の坂の上に新たに完成したヌオーヴォ劇場 Teatro Nuovo の柿落としが、アントーニオ・オレーフィチェ作曲、ベルナルド・サッドゥマーネ台本の喜劇オペラ《他人の空似 *Lo Simmele*》によって行われた。

この劇場は、モンテ・カルヴァリオ教会 Chiesa di Monte Calvario に程近い場所にあったことから、「トレド通り上のヌオーヴォ劇場 Teatro Nuovo sopra Toledo」、あるいは「モンテカルヴァリオのヌオーヴォ劇場 Teatro Nuovo di Montecalvario」としても呼ばれた。その敷地はもともとカプート家の庭であり、18世紀初頭からしばしば芝居が行われていたが、1724年にジアチント・デ・ラウレンティイス Giacinto de Laurentiis、および、後にサン・カルロ劇場の建築にも関わることになるアンジェラ・カラサーレ Angela Carasale によって購入され、本格的な劇場が建設されることになった。

劇場の設計は、ナポリの高名な建築家一族出身で本人も有名な建築家だったドメニコ・アントーニオ・ヴァッカーロ Domenico Antonio Vaccaro によるもので、床面積わずか80平方パルマ²²ながらも、平土間には140席²³、或いは200席²⁴、および、それを馬蹄形に囲む5層のパルコ席（1階には26パルコ、2階以上は各階

¹⁹ フランス支配下のナポリにおける劇場令については、以下の研究を参照のこと。ARNOLD JACOB SHAGEN, 'The Origins of the recitativi in prosa in Neapolitan Opera,' *Acta Musicologica*, LXXIV-2 (2002), pp. 107-128.

²⁰ アルベルティは、フィオレンティーニ劇場での活躍を回想した自叙伝を残している。ALBERTI, *Quarant'anni di storia del Teatro Fiorentini* cit., 1878-80.

²¹ 脚注1, 2, 3, 8で引用した著作ほか、この劇場に関する研究、および参考文献以下の通り。PIETRO NAPOLI-SIGNORELLI, *Storia critica de' teatri; antichi e moderni*, Napoli, Vincenzo Orsino, 1787-90, vol.10 (1790), pp. 248-249; NICOLA DEL PEZZO, 'Il Teatro Nuovo,' in *Napoli Nobilissima*, vol. 8, 1899, pp. 177-181; F. CRISCUOLO, 'Un teatro di Napoli distrutto' in *La domenica del corriere*, anno XXXVII, n. 4 (27 gennaio 1935), p. 14 (1935年1月に劇場が火災により焼失した際のニュース記事); FRANCO MANCINI, 'Appunti per una storia della scenografia napoletana: i teatri minori e le case private,' *Napoli Nobilissima*, vol. III, fas. I, maggio-giugno 1963, pp. 16-28; FELICE DE FILIPPIS - MARIO MANGINI, *Il Teatro "Nuovo" di Napoli*, Napoli, Arturo Berisio Editore, 1967; MARIO SIEYES, *Tra scene e ribalte della vecchia Napoli, dagli splendori del "Teatro Nuovo" all'ultimo Pulcinella*: prefazione di D. PETROCELLI., Napoli, Libreria Scientifica Editrice, 1972; VITTORIO GLEJESES, *La storia di Napoli*, Napoli, Società Editrice Napoletana, 1981, vol. 3 (1981), pp. 245-236; GAETANA CANTONE, 'Il Teatro del re: dalla corte alla città,' in *Il Teatro del re: Il San Carlo da Napoli all'Europa*, GAETANA CANTONE - FRANCO CARMELO GRECO (eds.), Napoli, Edizioni Scientifiche Italiane, 1987, pp. 43-80; 山田高誌「1770年のナポリ・ヌオーヴォ劇場の興行形態:パイジェッロ作曲《恋のたくらみ》の上演から」《地中海学研究》28 (2005), pp. 57-80; PIER LUIGI CIAPPARELLI, "I luoghi del teatro e l'effimero: Scenografia e scenotecnica", in *Storia della musica e dello spettacolo a Napoli: Il Settecento*, a cura di FRANCESCO COTTICELLI - PAOLOGIOVANNI MAIONE, Napoli, Edizioni Turchini, 2009, vol.2, pp. 223-329.

²² パルモ Palmo. 古代ローマから使用される尺度単位の一つで、親指の先から小指の先までの長さを言い、0.263637メートル、およそ26センチ。面積の算定は不明。Cfr. ARCHIVIO STORICO DI BANCO DI NAPOLI, *Prezzi e salari a Napoli nel Decennio francese*, 2 vols, Napoli, Archivio Storico del Banco di Napoli, 1981.

²³ ジェントウルコ, 「ナポリ:エンタテインメントの都市」, *cit.*, p. 104.

²⁴ GLEJESES, *La storia di Napoli* cit., 1981, vol.3, p. 245.

²⁵ 1780年の内部見取り図を参照。Pianta e sezione del teatro Nuovo di Montecalvario. Da C. MORELLI, *Pianta e spaccato del nuovo Teatro di Imola*, Roma, 1780, cited in G. CANTONE, 'Il Teatro del re' *cit.*, p. 47. なお、ヴァッカーロは、この配置にあたり、ローマのアルジェンティーニ劇場をモデルにしたようである。Cfr. *Ibid.*, p.51.

27 パルコ、計 134 パルコ)²⁵ によって、およそ 1000 人を収容することができ、「近代的な機能優先の思想にしたがって建設された最初のオペラ劇場」²⁶ と言われた。1770 年にこの劇場を訪れたチャールズ・バーニーは、しかしながら、次のようなコメントを残しており、18 世紀末までにはここはすでに時代遅れとなっていたこともまた読み取れる。

「それから、私は直接喜劇オペラに向かった。今夜はヌオーヴォ劇場である。この劇場は、フィオレンティーニ劇場より狭いだけでなく、より古く、より汚い。そこへ至る道は、馬車にとっては、非常に狭い小道を通り抜けなければならない大変に不便である。この笑劇は、《恋のたくらみ *Le Trame per amore*》と呼ばれるもので、ナポリの王室礼拝堂作曲家パイジェッコにより作曲されている。歌は特に変わったところがない。つまり 9 人が登場人物として登場するが、彼らのうち一人としてよい声を持つものはいないのである。しかし音楽には大変楽しむことができた。」²⁷

18 世紀末以降、パルテノペア共和国、王政復古、ナポレオン政権、第 2 次王政復古、そしてイタリア統一と、めまぐるしく保守と革新の間で政権が揺れ動くが、ヌオーヴォ劇場ではほぼ常に「愛国主義」的な喜劇演劇作品が上演されていく。1861 年の火災の際には、建築家ウリッセ・リッツィ Ulisse Rizzi による修復が行われ 1880 年より再び公演が開始される。しかし 1935 年 1 月 12 日夜²⁸ の出火による甚大な被害により取り壊しが決定された（図版 3）。現在、その同じ場所に立つ建物にはホテル“Toledo”と劇場“新ヌオーヴォ劇場 Nuovo Teatro Nuovo”が入り、前衛を中心とする活発な演劇活動が行われている。



図版 3. 1935 年火災後のヌオーヴォ劇場²⁹

4. 史料と解説

以下、4-1 において、1770 年のフィオレンティーニ劇場の事例の要約を示し、4-2 として 1786 年のヌオーヴォ劇場の事例の要約を示し、論文末の史料 1、史料 2 においてそれぞれの史料全文を、筆者による翻刻、試訳とと

²⁶ ジャントウルコ、「ナポリ：エンタテインメントの都市」, *cit.*, p. 104.

²⁷ BURNEY, *The Present state of Music*, *cit.* (2003), p. 292: [From hence I went directly to the comic opera, which, tonight, was at the *Teatro Nuovo*. This house is not only less than the *Fiorentini*, but is older and more dirty. The way to it, for carriages, is through streets very narrow, and extremely inconvenient. This burletta was called *Le Trame per Amore*, and set by Signor Giovanni Paesiello, *Maestro di Cappella Napolitano*. The singing was but indifferent; there were nine characters in the piece, and yet not one good voice among them; however, the music pleased me very much; it was full of fire and fancy, the ritornels abounding in new passages, and the vocal parts in elegant and simple melodies, such as might be remembered and carried away after the first hearing, or be performed in private by a small band, or even without any other instrument than a harpsichord. The overture, of one movement only, was quite comic, and contained a perpetual succession of pleasant passages. There was no dancing, which made it necessary to spin the acts out to rather a tiresome length. The airs were much applauded, though it was the fourteenth representation of the opera. The author was engaged to compose for Turin, at the next carnival, for which place he set out while I was at Naples. The performance began about a quarter before eight, and continued till past eleven o'clock (...).]

²⁸ DE FILIPPIS – MANGINI, *Il Teatro Nuovo* *cit.*, 1967, p. 191; SCALERA, *Dal fiorentini all'eldorado* *cit.*, p. 50.

²⁹ F. CRISCUOLO, 'Un teatro di Napoli distrutto' in *《La domenica del corriere》*, anno XXXVII, n. 4 (27 gennaio 1935), p. 14.

もに掲載する。

4-1. 史料1 (1770) 要約

【1770年度フィオレンティーニ劇場におけるオペラ興行師ドルツイテッリと、演劇団代表ヴァッレの間に交わされた13か条の取り決め文書：Archivio Notarile di Napoli, Documento notarile, Gaetano Manduca, 1770, fog. 650 v- 658f. (ガエターノ・マンドゥーカ史料, 1770年9月27日付締結文書)】

概要：フィオレンティーニ劇場オペラ興行師ドルツイテッリは、1770年シーズン、同劇場をミケランジェロ・デル・ヴァッロを代表とする計11人の俳優からなる演劇団に貸し出す契約を行う。

<第1条> 使用料金

劇場の年間賃貸契約（劇場年度は復活祭から謝肉祭最終日であるが、この場合においては翌年度第1オペラ公演が始まるまでの期間について）は250ドゥカート。上演は基本的に週二回の火曜、金曜日。舞台書割については、オペラと共同で使用が可能である。また、劇場内の売店（ソルベット屋、チャンメッラーノ菓子屋）の売り上にかかる税金、また、劇場オーナーのための招待チケットについては、別途支払いの義務が発生する。

<第2条> 使用料にかかる附則

オペラ側運営者が、演劇のための衣装、舞台、バックステージ等に必要なものを購入するほか、人材についても雇用し支払うものとする。

<第3条> 人材雇用とその条件について

演劇の上演にあたって、大工、舞台、髪屋、など必要経費は、それが正当なものであるならば、オペラ・シーズンの予算で支出し、後に演劇側の売上げから返金されるものとする。

<第4条> 収支の確認方法

オペラ興行師が支出した総額の詳細を、公演3夜目に演劇団側に提示しなくてはならない。また、それはオペラ・シーズンの会計士 Gaetano Gagliardo に預けられ、2枚の領収書がそれぞれデル・ヴァッロとドルツイテッリによって保管され共有されるものとする。

<第5条> 演劇の内容と衣装の負担について

演劇団は、フランス風のものをしてはいけない。一方、トルコ風衣装のものはオペラ側の支出にて準備する。一方、女装用の衣装についてはすべて演劇側の負担によって準備すること。

<第6条> 関係者チケットについて

毎公演日には2つのパルコ席を演劇運営会社構成員のためにあけておかななくてはならない。これは、関係者を一夜につき2人ずつの割合で順にパルコを占有させるものであり、さらに平土間席については毎公演ごとに各人チケット1枚が配当される。

<第7条> 宗教的儀式について

演劇団側は売上金に基づき、劇場と関わりの深いサン・ジョヴァンニ・デイ・フィオレンティーニ教会での代祷料を支払い、葬祭を執り行わなくてはならない。

<第8条> チケット処理

平土間のチケット担当者はすべての入場者のチケットを保管し、証明に備えなければならない。

<第9条> パルコの賃貸料

演劇団による公演すべての日程における収支詳細を報告しなくてはならず、両興行師ともその詳細文書を各々保管するものとする。

<第10条> 会計処理について

シーズン最終日となる謝肉祭最終日には、全員にすべての収益、支出を記載した会計帳簿を閲覧させる。また演劇側構成員は、オペラ興行側にその報酬一部を保険として天引きにより収めることとする。

<第11条> 売店に損害を与えた場合

俳優の出演料から相殺。それでも返金ができない場合は、オペラ興行の売上げから最終的に補填されることとする。

<第12条> 国王臨席の場合

特別会計とし、経費を除く収益は12等分し特別手当とする。うち2はオペラ興行師ドルツイテッリに、残る

俳優はそれぞれ1等分が配分される。

＜第13条＞ 給与について

演劇団の取りまとめ役ヴァッコの給与は、年額80ドゥカートで月額6ドゥカートの支払い基準とし、演劇の上演初日にはさらに残額の支払が行われる。

4-2. 史料2 (1786) 要約

【1787年度のヌオーヴォ劇場の又貸し条件について、オペラ興行師ジュゼッペ・ブルーノと演劇団代表トマーゾ、およびサルヴァトーレ・トメイが締結した申し合わせ18か条：Archivio Notarile di Napoli, Documento notarile, Nunziante Abbate, 1786, fog. 554f - 559f (ヌンツイアンテ・アッバーテ史料, 1786年10月4日付締結文書)】

概要：1786年に締結された翌年復活祭から再来年謝肉祭にかけての1787年度劇場シーズンにおける演劇団のヌオーヴォ劇場利用に関する申し合わせ文書。

＜第1条＞ 上演日程

演劇は、週2回火曜と金曜の夜間に上演することを義務とする。

＜第2条＞ 日中公演に関わる注意

日中公演は既定の週2回の定期公演回数に含めないこと。また同日夜にオペラ公演がある場合の劇場の利用について取り決めを行う。

＜第3条＞ 日程の差し替えについて

定められた上演日に公演が不可能となった場合、同じ週の中で代替日を設定すること。

＜第4条＞ 追加公演について

劇場使用の予定が入っていない場合については、すべての日で日中、夜間の公演の利用が可能である。

＜第5条＞ 舞台書割の使用について

演劇団は、劇場に保管されているオペラで使用した書割を使用することができるが、ただしそれらはオペラで少なくとも1回使用されているものに限ること。

＜第6条＞ 禁止事項

火気厳禁、および、音楽にのせて歌を歌うことについても許可がない限り禁止である。

＜第7条＞ 劇場共同所有者との関わり

演劇団の側も、劇場所有者とオペラ興行師が締結している劇場賃貸契約を順守すること。

＜第8条＞ 劇場共同所有者の招待について

劇場共同所有者の招待劇場共同所有者に対し、2階7番パルコ、および1階、2階のパルコ各1室、平土間の2席をそれぞれ用意しなくてはならない。

＜第9条＞ その他の招待者席

顧問官、および王室衛兵隊の司令官、および士官のために常にパルコを用意しなくてはならない。

＜第10条＞ オペラ興行師の招待席

オペラ・シーズンの興行師であるジュゼッペ・ブルーノのためにパルコ、および平土間の2席を用意しなくてはならない。

＜第11条＞ 上演禁止措置が発生した場合

演劇公演について上演禁止措置となった場合、オペラ興行側からその期間について不服申し立てはできないものとする。

＜第12条＞ 備品について

オペラ興行側の合意なしに動かすことはできない。

＜第13条＞ 消耗品等の負担について

演目ごとの予想される利益について常にオペラ興行側に報告しなくてはならず、不慮の出来事のための積立金、また消耗品等についてはオペラ側と演劇側それぞれに応分の負担をさせるものとする。

＜第14条＞ 席の予約販売権

演劇団側にも独自に予約販売権が認められているが、割合に応じてオペラ興行側に支払いを行うため、独自で

会計を計上しておく必要がある。

<第15条> 上演キャンセルの場合の措置

上演キャンセルの場合違約金が発生し、席の予約売り上げについても得ることはできないが、振替公演を設定する場合、その収入を得ることは可能である。

<第16条> 演劇側興業師の席

トメイ両氏は、パルコ1室と平土間の2席を私用のために利用することが可能である。

<第17条> 舞台、大道具支出について

劇場全体に関わる支出の場合、オペラ興行側の同意が必要である。

<第18条> 舞台、大道具支出について

演目終了後、支出明細に基づきオペラ興行側もそのうち4分の1の額を負担する。

5. まとめ

以上の2事例の発見、検討を通して、一つの劇場におけるオペラと演劇の同時公演は、基本的に、劇場所有者から直接劇場を借りているオペラ興行側が、演劇の興行主側へ“又貸し”という形で貸し出されることで可能となっていたことが確認され、それぞれがそれぞれの枠組みの中で物品の販売や予約席の販売を行い独立会計を行うとともに(1770、1条;1786、14条)、一方、舞台書割や大道具といった劇場全体の財産となるものについては、基本的にはオペラ側が管理経費として支出し、演劇側はそれに相乗りし、利用する貸借関係が成立していた(1770:1、2、3条;1786:5、17、18条)ことが明らかとなった。

また年間4期に分けられ、それぞれの期間中に新作が上演されていたオペラと演劇の各年間スケジュールの編成について、それぞれの演目上演中、一方が排他的かつ独占的に劇場を使用し興行を行っていたのであろうと考えられていたが、(1786:2条)において示されるように、日中に演劇、夜にはオペラ、あるいは再度演劇という同日2公演の可能性が示され、つまり両演目はほぼ同時期に上演を行うことが可能であったという結論に至った。これも、ひとえに不人気であれば即打ち切り、人気があれば継続できるという当時のフレキシブルな興行形態を反映するもので、実際、演劇の日程は毎週2回、夜間の公演が義務(1770:1条;1786:1条)とされるほか、空き状況次第で追加公演が可能(1786:4条)であったことが明記されている。それらのイレギュラーな状況における収益の分配、招待客の負担については以下(1770:4、6、8、9、10、11、12、13条;1786:7、8、9、10、13、14、15、16条)を参照されたい。

とりわけ興味深いことは、(1770:5条)での演目内容に関する制限、および(1786:6条)での歌詞付き音楽の上演の禁止事項など、演目の内容に踏み込んだ申し合わせの存在である。これらの記述から、オペラ興行側は演劇側の演目との重複、競合を避けるべく、極めて慎重に作品を選定し、種々の関連する契約を行っていたことが示される。モーツァルトと同時期の舞台作品は、作曲家、あるいは台本作家の視点で語られ意味づけされてきたが、そのコンセプトや大枠は常に興行方針の中で策定されていたということを代言することになる。

また公演キャンセル、代替の人間の雇用といった様々な不測の事態への対応についての記載(1770:前文、10、11条;1786:11、13、15条)からは、劇場運営というものが常に火災や事故、演者の病気、王家の人間の追悼などの影響を受ける不安定なものであったことが示され、興行側はこの種の契約、および劇団組織の法人化(1770:前文)により、できる限りそれら不安定材料を取り除く努力を行っていたことがわかるのである。実際、フィオレンティーニ劇場、ヌオーヴォ劇場の興行調査の中で複数年度オペラ興行を続けることができた人物は、20年間近くにわたってヌオーヴォ劇場、一時はフィオレンティーニ劇場の興業に携わったジェンナーロ・ブランキ Gennaro Bianchi (1766-86頃)と、その路線を継承しフィオレンティーニ劇場を中心に王立フォンド劇場等、複数劇場の経営を行ったピエトロ・コレッタ Pietro Colletta (1784-93)の二人を除いてほぼ確認され得ない。つまり、大多数の興行師は数年のうちに劇場世界から消え、その経営の厳しさは想像以上であったと考えられる。実際本稿の史料2(1786:前文)によると、そもそもオペラ興行側と演劇団トメイ氏との交渉は、前オペラ興行師ラッファエーレ・デ・サンクティスが進めていたものであったが、何らかの事情により、翌1787年度シーズンの興行について同劇場のオペラ興行権を新たに引き継ぐこととなったジュゼッペ・ブルーノが改めて契約を行ったことを示している。指摘しておくべきことは、興行の入れ替わりが頻繁であったことよりも、これら公証文書により、経営母体が変わっても遺漏なく劇場運営の継続が可能となっていたこれら契約の重要性であろう。

以上、18世紀のナポリの民間劇場は驚くべき近代性をもって運営され、ある種、この時期までにイタリアでオペラや演劇がジャンルとして完成を迎えていたのと同様、舞台運営実務システムについてもほぼ完成に至っていたことが明らかとなった。

史料原文と訳について

公証史料の本文について筆者による翻刻と試訳を以下に掲載する。原文は改行を伴いながら連続して書かれているが（改行についてはそのまま転写）、訳文掲載のため適宜段落を分けて転写した。原文の判読が不明な箇所、および翻刻に疑問のある箇所は（***）、および（?）で示し、現代の綴りと異なる箇所については（!）と示し史料原綴を尊重する。また、アクセント記号、大文字小文字の別についても、できる限り原文に忠実に転写を行った。なお、試訳箇所での丸括弧（ ）は、内容を明確にするため筆者が語句を補った箇所を示す。

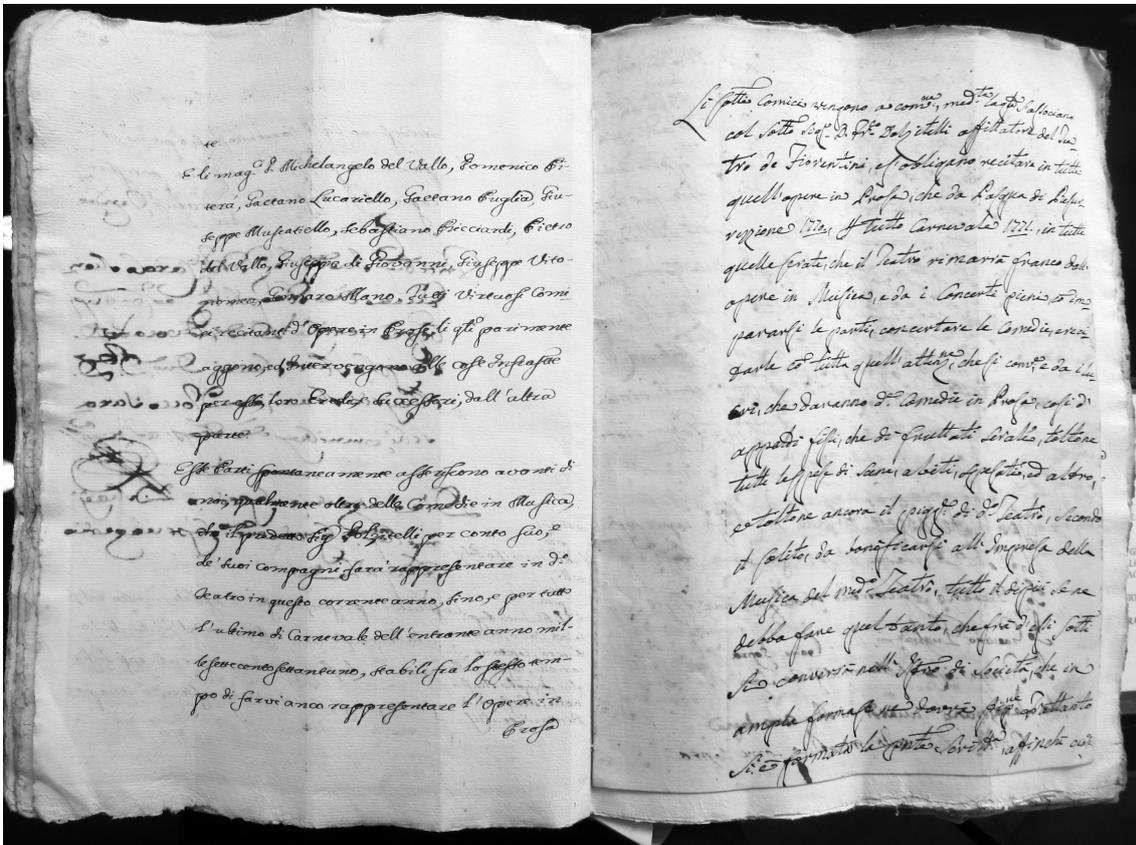
<凡例>

fog	foglio	フォリオ	(...)	省略
f.	fronte	表紙	(***)	判読不可能な箇所
Sig.	Signore	氏	(!)	原文ママ
v.	verso	裏紙	(?)	翻刻が疑われる箇所

史料1

[Archivio Notarile di Napoli, Documento notarile, Gaetano Manduca, 1770, fog. 650v - 658f.]

(1770年度フィオレンティーニ劇場におけるオペラ興行師ドゥルツイテリと、演劇団代表ヴァッレの間に交わ



図版4 [史料：Gaetano Manduca, 1770, fog. 650v - 651f.]

された13か条の取り決め文書：1770年9月27日付締結)

“Die vigesimo septimo Maes Mille septimcent septuagenno, Neapolis.

Costituiti in presenza nostra il signore Don Francesco Dolziteli Impresario, ed affittatore del Teatro de' Fiorentini, il quale agge, ed interviene alle cose infrascritte per se, suoi eredi, e successioni, da una parte.

1770年9月27日付, ナポリ.

(この公正証書は)フィオレンティーニ劇場の興行師で同劇場の賃貸人フランチェスコ・ドルツィテッリ氏が、自らのため、また同氏の相続者と遺産のために行う下記の事柄について、彼自身が実行、また介入するために、我々の立ち会いのもと締結したものであり、これを甲とする。

E li mag(istra?)li Don Michelangelo del Vallo, Domenico Piterà, Gaetano Lucariello, Gaetano Puglia, Giuseppe Muscatiello, Sebastiano Ricciardi, Pietro del Vallo, Giuseppe di Giovanni, Giuseppe Vitonomea, Gennaro Mano, Tutti virtuosi comici recitanti dette opere in prose li quali parimente aggono, ed intervengono alle cose infrascritte per essi loro eredi, e successioni, dall'altra parte.

そして、ミケンランジェロ・デル・ヴァッロ、ドメーニコ・ピテラ、ガエターノ・ルカリエッロ、ガエターノ・プーリア、ジュゼッペ・ムスカティエッロ、セバステアノー・リッチャルディ、ピエトロ・デル・ヴァッロ、ジュゼッペ・ディ・ジョヴァンニ、ジュゼッペ・ヴィトノメア、ジェンナーロ・マーノ、彼らはすべて散文演劇の喜劇俳優たちであり、自らのため、また同氏の相続者と遺産のために行う下記の事柄について、彼ら自身が実行、また介入するために、我々の立ち会いのもと締結したものであり、これを乙とする。

Esse parti spontaneamente asseriscono avanti di noi, qualmente altre delle comedie in musica, che il predetto Signore Dolziteli per conto suo, e de' suoi compagni farà rappresentare in detto Teatro in questo corrente anno, fino, e per tutto l'ultimo di Carnevale dell'entrante anno mille settecento settantuno, stabili fra lo stesso tempo di farvi anco rappresentare l'opera in prosa secondo il solito, per il che fin dalli 22 del passato anno stabili con i soprascritti comici di fare dette opere in prosa in società, per il qual'affetto i medesimi signoli comici nel suddetto giorno firmeranno scrittura di tal società, che originalmente qui conservasi, et il suo tenore è il seg(uen)te:

甲乙両者は、以下のことについて我々の前において宣言する。これは、前述のドルツィテッリ氏は、彼自身の経費にて、彼自身のオペラ団を、同(フィオレンティーニ)劇場で本年より一年間、つまり1770年より翌1771年謝肉祭最終日まで上演させることとなっていることを確認するものであるとともに、またその同時期、散文演劇の上演についても、これまでの伝統に従い(同劇場において)これを実施することを定めるものである。この(演劇の上演)は、前年の22日より、上述の喜劇俳優たちが会社組織という形で即興演劇を行うことを取り決めるものであり、この(劇場)賃貸について、同俳優諸氏は、同上月(22日)に同会社の名により契約を行うものとする。その契約本書はここに保管されるものとし、その契約内容は以下の通りである。

Inseratur : E volendo esse parti eseguire la sopra stabilita convenzione con stipularne pubblico istromento, conforme nella soprainscrita scrittura si stabili; quindi è, che oggi predetto giorno il suddetto Signore Dolziteli si affacia colli soprannominati virtuosi comici nelle rappresentanze dell'opera in prosa in detto Teatro de' Fiorentini da oggi per tutto l'ultimo di Carnevale dell'entrante anno millesettecento settantuno.

追記：上の甲乙両者は、公的契約書として同上の取り決めを実行したいと希望するため、上に添付されている証書を確認し、ここにそれを締結するものとする：つまりその内容は、前に記す本日、上述のドルツィテッリ氏は、このフィオレンティーニ劇場での散文演劇の上演を行う上述の喜劇俳優諸氏とともにここに立ち会い、本日より1771年初頭の謝肉祭最終日までの期間についての(賃貸契約を結ぶものである)。

Et in primis li soprannominati virtuosi comici promettono, e ciascuno de' medesimi s'obbliga recitare nelle suddette opere in prosa in detto Teatro rappresentande da oggi per tutto detto ultimo di Carnevale millesettecento settantuno, con fare ciascuno d'essi quella parte, e caratteri, che parerà a detto Signor Don Michelangelo del Vallo esserli meglio adattate, e che ne posso riuscire, con dover i medesimi recitanti assistere nè concerti, che per dette opere in prosa occorreranno farli di notte tantum, ed anche qualche volta di giorno, che occorresse farli i concerti con premura, per far andare dette opere in scena, e recitare in tutte le serate dette opere senza limitazione di numero, e mancando ciascuno d'essi recitanti a quanto di sopra si sono obbligati, sia lecito al detto Signor Dolziteli prendere altra parte in luogo di chi mancherà(!) a tutti danni, spese, ed interessi del mancante però nel caso ciascuno di detti recitanti s'infermasse, sia tenuto il detto Signor Dolziteli pazientarlo per giorni otto, quali elassi, e non ritrovandosi ristabilito in salute, sia lecito al predetto Signor Dolziteli in nome di detta Compagnia prendere l'altra parte necessaria in luogo del mancante, e colli

seguenti patti 13.

最初に、上述の喜劇俳優諸氏は、それぞれ、同（フィオレンティーニ）劇場において本日より1771年謝肉祭最終日まで、上述の散文演劇を演じることを義務とすることに同意するものとする。なお、彼らそれぞれの配役については、俳優各位がそれを演じることができない場合、また上演日に出演できない場合、ミケランジェロ・デル・ヴァッロ氏によって調整が行われるものとする。またこの散文演劇は、基本的に夜間行うものであるが、数度の日中の上演、また、緊急にそれらのリハーサルや上演が必要となる場合、また、上演回数の制限なくそれら演目をすべての夜に（追加）上演する場合、また予定されている俳優陣のそれぞれの誰かが欠けた場合——この場合において同ドルツィテッリ氏は、欠けた人物の代わりに役を採用することができるが、そのことによって被られたすべての損害額、支出額、利息額については、予定されていた俳優各氏に通知され（請求されるものとするが）、同ドルツィテッリ氏は8日間この休場を認めるものとする。一方で、それが延長され、（休職者の）健康が回復しない場合、同ドルツィテッリ氏は本契約書第13条に照らし合わせ、同運営会社の名において欠場者の代わりとなる別の必要な配役を（新たに）雇用することが可能となる。

“**Primo.** Il predetto Signor Dolziteli promette concedere, siccome cede il Teatro suddetto alla suddetta Compagnia, e società dette opere in prosa per rappresentanza delle medesime opere in prosa, e comedie premeditate, e questo da oggi per tutto l'ultimo di Carnevale venturo dell'entrante anno millesettecentosettantuno, dopo però, che sarà andata in scena in detto Teatro la prima opera in musica; E ciò per il convenuto, e stabilito estaglio fra di loro di docati duecento cinquanta, da doverseli il detto Signor Dolziteli ritenere, e rimborsare assieme coll'altre summe dal medesimo sborzande per dette opere in prosa, come in appresso si dirà, da i fruttati serali, e dall'appaldi fissi di Palchi, e sedie di dette opere in prosa, come più appresso si spiegherà(!).

Per le rappresentanze delle quali suddette opere in prosa, il detto Signor Dolziteli ha concesso, e concede il Teatro suddetto in due serate fissi la settimana, cioè tutte le serate di Martedì, e di Venerdì di ciascuna settimana, ed oltre di dette due serate, tutte quell'altre serate, che il Teatro suddetto rimarrà vacuo, cioè, che non servirà per le rappresentanze d'opere in musica, o per concerti delle medesime opere in musica.

E per le medesime rappresentanze di dette opere in prosa il detto Signor Dolziteli promette dare a detta Società l'uso di tutte quelle scene, che il medesimo terrà in detto Teatro per uso delle comedie in musica.

Con dichiarazione, che in beneficio di detta compagnia, e Società debbano restare il jus del Sorbettaro, e ciammellaro, et ogn'altro lucro, che pervenirà nelle serate di dette opere in prosa. Con esser bensì la detta compagnia, e società tenuta di pagare in ogni serata dette opere in prosa al diretto Padrone di detto Teatro li biglietti nell'istessa maniera, che fra convenuto nell'Istromento di affitto d'esso Teatro, al quale essi soci se rimettono.”

第1条：同ドルツィテッリ氏は、同上劇場を同上演劇団、およびその運営会社に譲り、台本のある演劇³⁰を上演してもらうことになったので、以下の条項を認めることとする。なお、この条項は、本日より、来年1771年初頭の謝肉祭の最終日まで有効であるが、その後さらに、（同1771年度）第1オペラが上演されるまでの期間についても有効とする。

まず、上記期間の賃貸料として取り決め、供託されていた250ドゥカートについて、同ドルツィテッリ氏は、喜劇演劇のために同氏が支出した他の合計と合わせて、売り上げから返金するもので、これはたとえば、毎夜の売上金、そして、喜劇演劇のためのパルコ席と座席の予約金であり、さらには以下に詳述する通りである。

上記演劇の上演にあたって、ドルツィテッリ氏は同演劇団に対して、一週間に2回の上演を認めるものとする。これは、毎週火曜日、と金曜日の各毎夜を意味するもので、さらにこの2夜以外にも、同劇場が空いている場合、つまり、オペラ上演、或いはオペラコンサートに用いられないすべての夜についても同様（演劇の上演を）認めるものとする。

同上の喜劇演劇の上演について、ドルツィテッリ氏は同運営会社に、喜劇オペラの上演のために用いられる同劇場のすべての舞台書割の使用を認めるものである。

また、同運営会社は、同演劇の上演夜において発生するシャーベット、チャンベッラ菓子、その他収益に対してかかる税金を残しておかなければならない。また同様に、劇場所有者と（オペラ興業師側と）の間に交わされている賃貸契約書に定められているように、同運営会社は、演劇の上演夜毎に、劇場所有者のためにチケット代

³⁰ 即興喜劇である Commedia dell'arte ではない、台本のある喜劇演劇のことを指す。

を負担しなくてはならない。

“2°. Il detto Signor Don Francesco Dolziteli promette, e s'obbliga dalla cassa dell'Impresa dell'opere in musica fare tutte quale spese che occorreranno farsi per dette opere in prosa, cioè abiti, scene, che occorreranno farsi per dette opere in prosa, paghe forgose(?), che occorreranno far sia coloro, che non entrano in società, et ogn'altra qualunque spesa, che occorrerà farsi per ponere in scena dette comedie, di quali spese faciende, ed anche di quelle già fatte, debba esibirne ad essi socj recitanti le debite ricevute, in piè delle quali vi debba esser il vesto(?) buono del detto Signor Don Michelangelo del Vallo, persona, che rimane eletta da essa intera società, per vedere, se le spese fatte, e faciende siano giuste, e doverose.”

第2条：同フランチェスコ・ドルツィテッリ氏は、オペラの上演の売り上げから、同演劇のために必要となるすべての支払いを行わなくてはならない。つまり、衣装、舞台、その他、同演劇運営会社に属していない人々に対するもの、また同喜劇演劇を上演するにあたって必要となるその他種々の支払いで、支払中のもの、すでに支払いを完了したものについては、その受け取った負債について、演劇運営会社の人々にそれらを提示しなくてはならない。さらにこれら支払いの最後には、ミケランジェロ・ヴァッロ氏、つまり、同運営会社によって選ばれた人物（会計士）であるが、これを見せ、それら支出が正当なものであり必要なものであるかを確認させることとする。

“3°. Li detti recitanti socj accettano, ed approvano tutti quell'appaldi di persone, cioè Pittore, falegname, poeta, pilucchiere(!), ed ogn'altro personaggio, che'è occorso, ed occorrerà appaldare, i quali debbano esser soddisfatti giusta i prezzi con i medesimi convenuti, e da convenirsi dalla cassa dell'impresa dell'opere in musica, per esserne limborzati(!) dall'appaldi fissi di Palchi, e sedie d'esse comedie in prosa, e da i fruttati serali delle medesime.”

第3条：同演劇団所属の俳優は、同劇場関係者に（仕事の）請負を願うことに同意しなくてはならない。つまり、画家、大道具、詩人、鬘屋、その他請負が必要となる人物（の雇用）についてである。同人たちは、オペラ興行の会計側によって同意されていた報酬額に基づいて支払いを受けなくてはならないものとし、喜劇演劇のパルコのシーズン予約料金、及び1席売りチケット代、そして、同（喜劇演劇）の夜の売り上げから返金されるものとして、それを満了させなくてはならない。

“4°. Si conviene, che andata farà in scena ciascuna de dette opere in prosa nella terza serata d'esse, il detto Signor Dolziteli debba dare a detta società il lucido, e chiaro conto delle spese fatte, per porre in scena ciascuna di dette comedie in prosa, con so(tto)scriverli detto conto da tutta detta società, con farsene due eguali, uno da conservarsi da detto Signor del Vallo, e l'altro da detto Signor Dolziteli, e di tutto il fittato serale, che in ciascuna sera darà dette opere in prosa, se ne debba far nota, la quale debba esibirsi a detti Soci, con esserli mandata fin sù le scene, e quella vista, e considerata da detti recitanti debb'anche esser firmata da detto Signor del Vallo, con farsene anco due eguali, una da conservarsi dal medesimo, e l'altra da detto Signor Dolziteli, et in fine di ciascuna di dette opere in prosa, coll'esibizione di dette note, e contronote debba fra essi soci farli il conto, e tutto quel danaro, che coll'aggiuto di Pio vi si ritroverà di guadagno, debba porsi in cassa in potere del cassiere dell'Impresa della società dell'opere in musica Signor Don Gaetano Gagliardo, da chi se ne debbano tirare due ricevute eguali, una da conservarsi da detto Dolziteli, e l'altra da detto del Vallo, per poi detto danaro sopra vangante dividerselo, come in appresso si dirà.”

第4条：演劇のシーズン公演のそれぞれ第3夜目において、同ドルツィテッリ氏は同演劇運営会社に対し、それまでにかかった経費の支出明細を提示しなくてはならない。これは、同喜劇演劇の公演日ごとの収支の詳細であり、同明細は同運営会社によって支払いが約束されるものとして、2通同じ内容の文書を作成し、1通は同ヴァッロ氏が保管し、もう1通はドルツィテッリ氏によって保管されるものとする。また、毎夜ごとのすべての席料、および演劇の毎上演日ごとの売上金についての明細についても記載されなくてはならないものとする。これは演劇運営会社構成員に提示するものとして、舞台まで持ってこられるものとして、俳優各氏によってそれぞれの確認が行われた後、同ヴァッロ氏による署名が行われなくてはならない。これも同様に2通同じ内容の文書を作成し、1通は同ヴァッロ氏が保管し、もう1通をドルツィテッリ氏が保管するものとする。また、同散文演劇それぞれの演目終了後、これらの（売り上げ）明細、および修正の注意書は同（演劇運営会社）構成員間において（最終）計算が行われるが、この金額にはさらに、寄進料（Pio）³¹が追加されるものとする。これはオペラ興行の

会計担当者ガエターノ・ガリアルド氏が同会計の中に加えることができるよう、振り込みを行わなくてはならない。この経費については、同（ガリアルド）氏より2通同じ領収書を受け取り、1通はドウルツテッリ氏が保管し、もう1通をヴァッコ氏が保管するものとする。そして、これら収支金額は、引き続き述べるように分割を行うものとする。

“5°. Si conviene, ch'essendovi in dette comedie in prosa caratteri non alla Francese, ma bisognassero babussi alla Turca, questi debbano farsi dall'impresa dell'opere in musica per conto però della società dell'opere in prosa, con fare anco tutti li finimenti, che occorreranno agli Vuomini(!), che dovranno recitare da donna, ed a coloro, che reciteranno da donna, se li debba dare il comodo di Portantina nelle serate di dette opere in prosa anche per conto di detta società.”

第5条：同演劇が（行う演目は）、フランス風のものであってはならないが、トルコ風のバブーシュ（衣装）を用いる場合、オペラ興行側がその会計の中でこれを準備しなくてはならない。しかし、同演劇運営会社は、その他、女役を演じなくてはならない男性俳優に対して、あるいは女役を演じるすべての者に対して必要なすべての物、つまり、演劇の夜の公演で用いられるスカートの輪骨などについては、同演劇運営会社の負担によりこれを手配するものとする。

“6°. Che per dette opere in prosa debbano rimanere in detto Teatro in appalitati, e affittati due palchi in prima, o seconda fila, quali due palchi debbano andare in giro fra detti soci uno per ciascuno in ogni sera d'opera, cioè a dire due socj debbano avere il loro palco la prima sera, due altri la seconda sera, due altri la terza, e così alternativamente continuarsi, fin tanto che i primi due principieranno da capo, con principiare i due della prima sera, conforme fra di loro si stabilirà, et a colui, che toccherà il palco, possa farne quell'uso, che li piacerà. Et oltre a ciò a ciascuno d'essi socj in ogni serata delle medesime opere in prosa debba spettarli un biglietto in platea, anco da farne quell'uso li piacerà.”

第6条：同演劇の公演において、第1階あるいは第2階における2つのパルコを同劇場のためにあけておかななくてはならない。この2つのパルコは、毎公演ごと、同演劇団構成員の間で順番に使用するものである。その方法について述べると、2人の構成員が初演日においてそれぞれそれらパルコの使用权を得るもので、次の第二夜にはほかの2人が、そして第三夜にさらにほかの2人が、というように、最初の2人の順が回ってくるまで続けられるもので、パルコの割り当て、またその使用法については当人同士で取決めするものとする。その他、同演劇の公演中の毎夜について、構成員の各々には、平土間のチケット1枚がそれぞれ個人使用させるものとして割り当てされる。

“7°. Che nel mese di novembre venturo del corrente anno a spese di detta società debba farli nella chiesa di San Giovanni de' Fiorentini un funerale in suffragio delle sante anime del Purgatorio a capienza del guadagno, che in tal tempo — piacendo a Dio — si ritroverà in detto negozio, per l'esecuzione di che detta compagnia nel suddetto tempo destinare la summa, che stimerà spendere per detto Funerale, da precapirsi tale spesa da i fruttati fissi, e volanti di dette opere in prosa.”

第7条：本年（1770年）来る11月に、同運営会社は、儲けの割合に応じ、サン・ジョヴァンニ・デイ・フィオレンティーニ教会において“煉獄における御霊の代祷祭”を執り行わなくてはならない。これは、同期間中、売店（の売り上げ）、また同団による公演を通してもたらされた金額に応じて同代祷祭の（料金が）判断されるもので、喜劇演劇からの固定売上げ、及び臨時売上げによって、この上記の葬祭への支出を賄うことが期待されていることを前もって理解するものとする。

“8°. Che chi assisterà alla Porta della platea nelle serate di dette opere in prosa, debba conservare tutt'i biglietti, che verranno in detta porta, così de' i franchi, a quali parerà espediente commettere detti biglietti, come quelli dell'appalitati de' Palchi, e quei de' i recitanti, per esibirli a suo tempo a detta società.”

第8条：演劇の夜公演において、平土間の入り口を担当する係員は、この入口に来る者すべての入場チケットを保管すること。これは、無料入場者、パルコの予約者達、演劇出演者のチケットについても同様であり、同（公演）期間中、同会社にそれを提示するためである。

³¹ 第7条に記載のように、サン・ジョヴァンニ・デイ・フィオレンティーニ教会への寄進料と考えられる。

“9°. Che il conto, che in ogni serata di dette opere in prosa si dovrà mandare su le scene, per osservarsi da detti socj, debba essere formato colle note de' palchi affittati nel giorno, e nella sera, con esser firmata la nota di quel tanto si è fatto in quella sera, così da detto Signor Dolziteli, come da detto Signor del Vallo, e da conservarsi una per ciascuno, come sopra, quali note debba portarle su le scene il palchettaro di detto Teatro, per farle osservare da detta compagnia, e farle sottoscrivere come sopra.”

第9条：同演劇団による毎夜の売り上げの会計について劇団構成員によって確認されるために舞台上に届けられなくてはならない。その報告には昼公演、夜公演のそれぞれのパルコの賃貸料金の詳細についても記載されなくてはならない。この文書は2通作られるものとし、同ドルツィテッリ氏、同ヴァッコ氏は各々それを保管する。これには、同劇場のパルコ定期会員の詳細についても記載されなくてはならず、同じく、同運営会社により確認を受けなくてはならず、上述のような明記がなされなくてはならない。

“10°. Si conviene, che in fine di Carnevale venturo dell'entrante anno millesettecento settantuno debba fra essi socj coll' esibizione di dette note, conti, e ricevute farsi un lucido, chiaro, e finale conto di tutt'i fruttati così serali, che d'appaldi fissi di palchi, e sedie pervenuti, ed introitati da detto negozio, e dell'esiti di tutte le spese esatte dalla cassa dell'impresa delle comedie in prosa della detta pigione d'esso teatro in detta summa di docati duecento cinquanta, ed anche detta spesa del detto funerale, e di tutte, e qualsivogliono altre spese occorse farsi giusta dette note, ricevute, e conti.

Da tutto il lucro suddetto se ne debbano ante partem togliere, e bonificare in beneficio della cassa dell'impresa dell'opere in musica di detto teatro tutte quelle spese, che si ritrover'aver fatte, e di tutto il di più netto, che risulterà, debbano farsene dodici porzioni uguali, da dover ciascuna d'esse dodici porzioni andare in beneficio d'essi recitanti, e due d'esse in beneficio di detto Signor Dolziteli, e queste a riguardo delle fatiche dal medesimo fatte, e faciende per detto negozio, e del danaro, che dovrà tener impedito per il medesimo negozio, ed anche a li stesso della perdita, alla quale il medesimo dovrà restar tenuto di soccombere, come in appresso si dirà.”

第10条：来年1771年初めの謝肉祭の最終日には、運営会社構成員に会計帳簿を開示するものとし、そこには毎夜ごとの売り上げ、パルコ席と平土間席のシーズン予約売上、上記売店からの収益、また、すべての支出の明細、つまり、同劇場の喜劇演劇の上演のための同劇場賃貸料年額合計250ドゥカート、そして、上記葬祭への（代袴料としての教会への）支出ほか、発生したすべての他の支出の明細を、その数字、領収書に従い（記載するものと）する。

また、上記の収入すべてから一部を天引きとして、同劇場のオペラ興行の会計に納めるものとする。この支出は、（演劇団の構成員間で）明快に12等分されなければならないもので、うち各1等分は上記俳優が負担し、うち2等分は（オペラ興行師）ドルツィテッリ氏が負担する。これは同（ドルツィテッリ）氏が同売店のために行い、また行っている役務に応じて負担するものとするもので、この金額については、以下の条文に述べるように、同氏が同売店の困難のため、また同氏が負債により破産を被らないように準備しておく（準備金）である。

“11°. Si conviene espressamente, che se mai in tal negozio / Dio non voglia / vi fosse perdita tale, che non potesse esser pareggiata colle fatiche sudette faciende da detti recitanti, in tal caso li medesimi recitanti senza poter pretendere col' alcuna per dette fatiche, e recite da medesimi fatte, e senza che siano tenuti ad altra contribuzione, il detto Signor Dolziteli si tenuto, siccome s'obbliga a spese della cassa dell'Impresa dell'opere in musica di detto teatro succumbere(!) a tutto il di più, che occorresse succumbersi per detta perdita.”

第11条：万一、売店において損失が発生した場合“～神はこれを望まないものであるが～”についても明記する。これが前述の俳優による公演の労役によって弁済できない場合、この場合、当該俳優は、他の拠出金がない限り、その労務、出演によって（その借金が相殺されることについて）なんら異論ができないものとする。それを超えた場合には、ドルツィテッリ氏もまた、上記損失についてオペラ興行側の会計からそれを支出する義務が発生する。

“12°. Si conviene, che se mai accadesse rappresentarsi da essi recitanti le suddette comedie in prosa avanti S(ua) M(aestà), D(io) G(uardia), quella gratificazione, che forse ne pervenirà, non debb'andare in cassa, ma debba subito fra di loro dividersi, con farsene le dodici porzioni, ut supra, cioè due in beneficio d'esso Signor Dolziteli, et una per ciascuno in beneficio di detti recitanti, con dedursene però quel tanto si dovrà pagare a quei personaggi, che non sono in società,

se pur questi non siino stati altrimenti riconosciuti, e dedursene ancora quelle spese, che forse occorreranno forse per dette comedie, che si rappresenteranno avanti la prefata Maestà, D(io) G(uardia).”

第 12 条：同上の喜劇演劇が、彼ら俳優によって国王陛下の御前で上演されることが、万一ではあるにせよ発生した場合、彼らには特別手当を支払うものとするが、それを一般会計に入れてはならない。(その金額は) すぐさま会社構成員の間で分けられるものとし、つまり、先に述べたように 12 等分されるものとする。このうち、ドルツィテッリ氏には利益の (12 分のうち) 2 等分を配分し、同演劇団の各俳優にはそれぞれ (12 分のうち) 1 等分ずつを配分するものとする。しかし、運営会社に所属していない人々への支払いについてそこから支払いを行わなくてはならないものとするほか、国王陛下での御前におけるこれら喜劇演劇の上演において発生するその他の諸々の支出についても同じく (控除が) 必要となる。

“13°. Resta dichiarato, che il suddetto Signor Don Michelangelo del Vallo s'intendi entrato in detta società a rispetto delle recite tantum, che dovrà fare come sopra in dette opere in prosa, ma riguardo a dover il medesimo quelle concertare per le fatighe dal medesimo faciente per dette concertature, debba esserne soddisfatto a tenore, ed in conformità, che n'è stato pagato l'anno passato, da dover la cassa dell'Impresa dell'opere in musica, per conto di detta società dell'opere in prosa pagare a detto Signor del Vallo se dette sue fatighe di concertatura giusta in quella summa, e nel modo, che n'è stato pagato l'anno passato, il prezzo del concerto del detto del Vallo sia di docati ottanta, da pagarseli mensatim alla ragione di docati sei il mese, ed il di più ratizatim in ogni prima sera detta opera.”

第 13 条：最後に、同上ミケランジェロ・ヴァッコ氏は、上演の割合に応じて、この運営会社に加入することに合意するものである。同氏は同演劇において上記の役割を遂行しなくてはならないが、これは同氏がマネジメント (演出, 他取りまとめ concertatura) を行う役務と義務に関するものであり、契約通りそれを満了しなくてはならない。これについては、既に前年に、オペラ興行側の会計より支払われ、同演劇運営会社の責任により、その金額が彼のマネジメント (の対価として) ふさわしい限り、前年に支払われた方法により、同ヴァッコ氏へ支払いが行われるものとする。なお、同ヴァッコ氏のマネジメント (prezzo del concerto) 料は年額 80 ドゥカートであり、そこより月給として毎月 6 ドゥカートずつ支払いが行われるものとするが、さらに、同演目の毎初演日ごとに残額が支払われるものとする。

“Se hanno promesso, e convenuto essi socj per solenne stipolazione avanti di noi, tutte, e singole le cose suddette, ed infrascritte aver per rate, grate, e ferme, e non controvenirci per qualunque causa, e caso.

E per la real osservanza di tutte le cose suddette. Essi socj hann'obbligato le loro persone, loro eredi, successori, e beni tutti, prsenti, e futuri. Subpaena, et ad poenam dupli me dietate. cum potesate, capiendi. constitutione precarii.”

以上、同上の双方は、神聖な契約としてこの書類についての約束を行い、ここに確認した。各々上記それぞれの条項で詳述した取り決めについて、いかなる異論もないものとする。[以下契約文書の定型的表現のため翻訳は省略]

史料 2

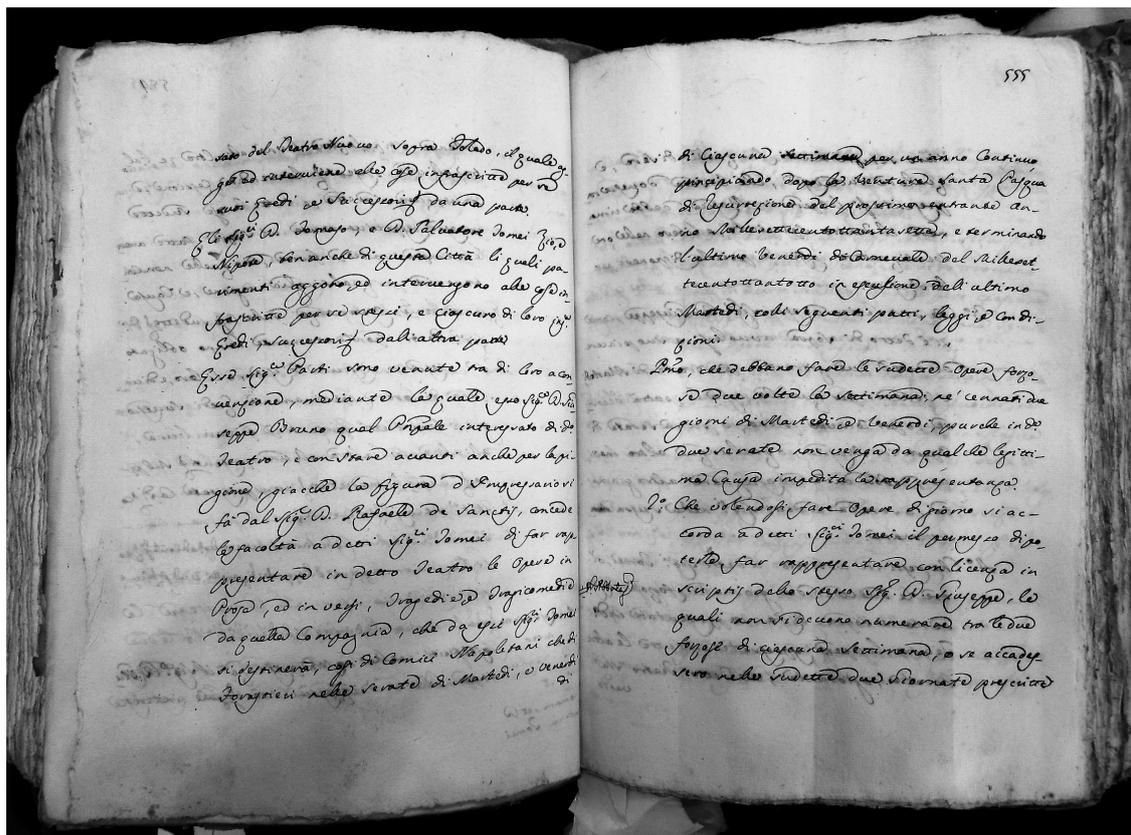
[Archivio Notarile di Napoli, Documento notarile, Nunziante Abbate, 1786, fog. 554f - 559f]

(1787 年度、ヌオーヴォ劇場の又貸し条件について、オペラ興行師ジュゼッペ・ブルーノと演劇団代表トマーズ、およびサルヴァトーレ・トメイが締結した申し合わせ 18 か条：1786 年 10 月 4 日付契約締結)

“Costituiti nella nostra presenza il Signore Don Giuseppe Bruno di questa citta Napoli interessato del Teatro Nuovo sopra Toledo, il quale agge ed interviene alle cose infrascritte per se suoi eredi e successioni da una parte.

Elli Signori Don Tomaso, e Don Salvatore Tomei zio, e nipote, ben anche di questa città li quali parimenti aggono ed intervengono alle cose infrascritte per se stessi, e ciascuno di loro ins(**)re eredi, successioni dall'altra parte.

(この公正証書は) ナポリのトレド通りのヌオーヴォ劇場の経営を行うジュゼッペ・ブルーノ氏が、自らのため、また同氏の相続者と遺産のために行う下記の事柄について、彼自身が実行、また介入するために、我々の立会いのもと締結したものであり、これを甲とする。



図版5 [史料: Nunziante Abbate, 1786, fog. 554v-555f]

また、同様にこの町（ナポリ）の出身の者であり、叔父と甥の関係にあるトマーゾ（・トメイ）氏、およびサルヴァトーレ・トメイ氏は、自らのため、また同氏の相続者と遺産のために行う下記の事柄について、彼ら自身が実行、また介入するために、我々の立会いのもと締結したものであり、これを乙とする。

Esse Signore Parti sono venute tra di loro a convenzione, mediante la quale esso Signore Don Giuseppe Bruno qual Papale(?) interessato di detto Teatro, e con stare avanti anche per la prigione, giacche la figura d'impressario fa del Signore Don Raffaele de Sanctis, concede le facultà a detti Signori Tomei di far rappresentare in detto Teatro le opere in prosa, ed in versi, tragedie e tragicommedie da quella compagnia, che da essi Signori Tomei si destinerà, così di comici Napoletani che di forestieri nelle serate di martedì, e venerdì di ciascuna settimana per un anno continuo principiando dopo la ventura santa Pasqua di Resurrezione del prossimo entrante anno mille settecentottantasette, e terminando l'ultimo venerdì di Carnevale del Mille settecentottantotto in esecuzione dell'ultimo Martedì, colli seguenti parti, leggi e condizioni.

以上の両氏は、彼らの申し合わせによりここに立ち合いを行うものである。その申し合わせは同劇場経営に携わる同ジュゼッペ・ブルーノ氏を介して行われるものであるが、その理由は（同劇場）前興業師であったラッファエーレ・デ・サンクティス氏が、同トメイ両氏に対し、同（トメイ両氏の）劇団によって演じられる散文による演劇、定型詩による演劇、そして悲劇、悲喜劇などを同（ヌオーヴォ）劇場にて上演させる権利を与えることを認めていたことを踏まえていたことによる。その時点でトメイ氏に与えられていた権利の内容は、（彼らが）ナポリの喜劇役者たち、また同様にナポリ外出身の役者たちを、毎週火曜夜および金曜の夜に（同劇場に）出演させることを約束するものであり、これは、翌1787年の聖復活祭より、1788年の謝肉祭期間の最後の火曜日までの一カ年にわたって継続されるものである。（運用にあたっては）以下の条文、法、そして条件が適用されるものとする。

“Primo. Che debbano fare le sudette opere forzose due volte la settimana, nè ennati due giorni di Martedì e Venerdì, purché in dette due serate non venga da qualche legittima causa impedita la rappresentanza.”

第1条：前述の演目は、1週間に2回の上演が義務づけられるものとする。それらは、火曜と金曜であり、その理由は、上演を阻止するいかなる法律上の問題もない（日程だ）からである。

“2°. Che volendosi fare opere di giorno si accorda a detti Signori Tomei il permesso di poterle far rappresentare con licenza in scripotis dello stesso Signore Don Giuseppe, le quali non si devono numerare tra le due forzose di ciascuna settimana, o se accadesse nelle sudette due giornate prescritte siano sempre tenuti far quale di sera, e qualora succedesse, che la sera dovesse rappresentarsi l'opera in musica debba rimanere il Teatro spiccato, e libero nelle ore ventiquattro, affin di poterlo disporre per la musica.”

第2条：日中公演を希望する場合、同トメイ両氏の同意を得るものとし、同ジュゼッペ氏の作成する書面による許可書により、これを許可するものとする。これら（日中公演）は、毎週のうちに義務となっている2回の公演数として数えてはいけないうものとする。もし、その（日中公演）が、（演劇の）定期公演日に当たる場合は、同夜の公演、乃至その時間帯に予定されているものを常に別途上演しなくてはならないものとする。また（その日中公演の）夜にオペラ公演が予定されている場合、劇場をまず手早く片付けるとともに、（引き続き）オペラ用に劇場を使用させるため、24時までには劇場を片づけなくてはならないものとする。

“3°. Che sia lecito adesso Signore Don Giuseppe, come si è detto di sopra avvalessi a suo piacere di dette due giornate e serate di Martedì e Venerdì per qualche cosa li potrà occorre, o per concerto pieno, o prima serata di opera in musica, o qualunque altro motivo, debba dare, ed assegnare altra giornata, o serata a detti Signori nella stessa settimana.”

第3条：ここでジュゼッペ氏が同意するように、上述の火曜と金曜の日中と夜の公演について、もし何らかの出来事、リハーサル（concerto pieno）、あるいはオペラ公演の初日、など他の理由により、（オペラ興行側）がその日程を利用したいとき、（代替日として）同じ週のうちの日中、あるいは夜間について同（トメイ）両氏に与え、これを約束しなくてはならないものとする。

“4°. Che resti in arbitrio a detti Signori Tomei, oltre le sudette due giornate forzose, e fisse come sopra di far rappresentare in detto Teatro le opere espressante in tutte le altre serate, o giornate, che detto Teatro sia vuoto, ed assente dalle opere in musica, o concerti, ed altro precedente sempre l'espresso consenso di esso Signore Don Giuseppe.”

第4条：トメイ両氏には、前述の週2回を義務とする定期公演に加え、同（ヌオーヴォ）劇場が空である、あるいはオペラやリハーサル（concerti）等の予定がない場合、常に同ジュゼッペ氏の同意文書に基づき、他のすべての日の夜間、あるいは日中に同劇場において作品（演劇）を上演することが可能である。

“5°. Che sia lecito ad essi Signori Tomei servirsi e far uso di tutte le scene, che si rattrovano poste in detto Teatro, purchè però ciascuna di esse sia servita almeno una serata per l'opera in musica.”

第5条：トメイ両氏には、同（ヌオーヴォ）劇場に置かれているすべての舞台書割を使用することを認めるものであるが、しかし、（演劇に用いたそれら）舞台書割はそれぞれ、オペラのために少なくとも1夜は用いたものに限るものとする。

“6°. Che li detti Signori Tomei non possano, ne debbano adoperare in detto Teatro fuochi, ne farci cantare qualsivoglia cosa in musica, anche se si cantasse da comici della di loro compagnia, e che la comedia, che si udisse rappresentare, lo richiedesse senza l'espresso consenso in scriptis di detto Signore Don Giuseppe.”

第6条：トメイ両氏は、この（ヌオーヴォ）劇場において火を用いてはいけないうし、音楽に乗せる類のものを我々（オペラ団）に歌わせてもいけない。もしそれが彼ら（トメイ両氏）が率いる劇団の喜劇俳優によって歌われる場合、あるいは歌われるのが聞かれる場合であってもそれは同様であり、ジュゼッペ氏との書面での合意がなくても、常にこの条項が適用されることとする。

“7°. Che detti Signori Tomei debbano in tutto osservare in tutto ciò, che si ritrova convenuto nell'Istromento dell'affitto fatto con i compadroni di esso teatro, dal quale istromento essi Signori Tomei ne sono appieno informati.”

第7条：同トメイ両氏は、同（ヌオーヴォ）劇場の共同所有者との劇場賃貸契約に書かれてあるすべての事項について順守しなくてはならないが、この契約書について、同トメイ両氏は完全に通知されているものとする。

“8°. Che detti Signori Tomei debbano dare, ed assegnare altri compadroni di detto Teatro il pelco di seconda fila numero sette, ed un altro in prima o seconda fila, e due sedie in platea, per farne quell'uso, che li parerà e piacerà il tutto servata la forma dell'istromento di detto affitto.”

第8条：同トメイ両氏は、同（ヌオーヴォ）劇場の他のオーナー達に対して、2階7番パルコ、および1階、および2階にあるパルコ各1室、および、平土間における2客の椅子をそれぞれ予約し、供与しなくてはならない。なおこのオーナー達への供応については、同（劇場）賃貸契約書の中で示されているものである。

“9°. Che s'intendano sempre esclusi, e riserbato i palchi davanti alla Maestà del sovrano, al consigliere delegato, al capitano delle Reali Guardie e tenente.”

第9条：国王陛下の正面に位置する（両端の）パルコについて、（各々）顧問官³²、および王室衛兵隊の司令官、および、士官のためにこれを供与することが常に例外なく求められるものとする。

“10°. Che siano tenuti essi Signori Tomei dare, ed assegnare ad esso Signore Don Giuseppe il palco di seconda fila numero tredici, colla facoltà allo stesso di farne quell'uso, che li parerà e piacerà in ogni volta, che si rappresenterà, così di giorno, come di notte, e due persone franche(!) in platea.”

第10条：同トメイ両氏は、同ジュゼッペ氏のために2階13番パルコを同人への慰労のために供与するものとし、（演劇が）上演される場合には、日中であろうと夜であろうと毎回、同氏を喜ばせるものとするほか、さらに、平土間における2人用のソファについても用意するものとする。

“11°. Che in caso di proibizione di dette opere, tanto per causa Divina, che umano, niente possa pretendere detto Signore Don Giuseppe per qual tempo, che dureranno dette proibizioni, ed a norme del costume teatrale.”

第11条：前述の（演劇）演目の上演が禁止となった場合、それが神の思し召しであろうと人間の過失であろうと、同ジュゼッペ氏は同演劇上演禁止期間について、また劇場衣装に関する取り決めについて申し立てはできないものとする。

“12°. Che detti Signori Tomei non possa ammovere ne far ammovere qualunque in dividuo di detto Teatro senza espresso consenso di esso Signor Don Giuseppe.”

第12条：同トメイ両氏は、同ジュゼッペ氏による合意文書なく、同（ヌオーヴォ）劇場にあるいかなる備品を動かすことも、また動かさせることもできないものとする。

“13°. Che in luogo dell'affitto di detto Teatro si è convenuto dare, ed assegnare ad esso Signor Don Giuseppe Bruno il quanto di e quanto vi sarà di lucro in ogni opera si rappresenterà in detto Teatro, così di giorno, come di notte, dedotto ne prima lo spesato se vale, come dalla nota, che da ambedue le parti si firmerà, che per conto prudenziale importa ducati sedici circa vi mettendosi alla nota da firmarsi da ambe le Signori parti, e da inserirsi nel presente stromento. Come ancora tutte le spese potranno occorre in qualche opera di travestimenti, scene, mutazioni, spilli, ed altro, come pure il costo della comedia in somma di docati dieci, purché sia nuova, a quale effetto sia in libertà di esso Signore Don Giuseppe farci invigilare persona a suo piacere, quali spese de tratti di tutto il restante dell'utile di detta comedia debbano farsi quattro parti uguali, delle quali una da(?) si debba al sudetto Signor Don Giuseppe Bruno, e l'altre tre rester in beneficio delli sudetti Signori Tomei, beinteso però, che facendosi rappresentanze di giorno sempre cresce lo spesato giornale per causa di detta rappresentanza, quali canti far si debbano appena terminata l'opera rappresentate, così del pari debba intendersi in caso di perdita, che Dio non voglia, che sia tenuto detto Signore Don Giuseppe affare, e bonificare a detti Signori Tomei la quarta parte di detta pertita(!), intendendosi di essersi fatta tra essi loro una per fatta società.”

第13条：同（ヌオーヴォ）劇場貸出にあたっては、同劇場で上演されることになっているすべての演目ごと、つまり昼間の公演であれ夜間の公演であれ、それがどれほど利益を生み、将来生み出すか、常に同ジュゼッペ・ブルーノ氏に対してそれを提出し、委ねなくてはならないものとする。そして、勘定書に従って、それが有効な

³² 王立裁判所より劇場風紀を取り締まるために派遣されている係員と考えられる。

ものであればその支出を（利益）から差し引き、両者甲乙は署名を行うものとする。また、不慮の出来事に備え、16 ドゥカート程度の金額を、甲乙両者側よりそれぞれ勘定書に入れることについて締結を行い、本契約書に付加するものとする。さらにまた、女装男装用品、舞台用品、代用品類、留め針など、必要となる可能性のあるすべての支出について、喜劇（演劇）側も同様に計 10 ドゥカートを（負担する）ものとするが、それらが（最終的に）新品（のまま）であるならば、これらの品が同ジュゼッペ氏側のものとなるよう任意の人間を我々（トメイ側）に監視をさせることで、それらの品すべてへの喜劇演劇側の支出について 4 等分しなくてはならない。そしてうち 1 等分は、ジュゼッペ・ブルーノ氏が負担するものとし、残る 3 等分については同トメイ両氏の利益の中から差し引くものとする。しかしながら、同演劇団の日々の公演により常に赤字が増えていくようであれば、同（トメイ氏）側は、同演目の公演期間が終わり次第、もう一方の（ジュゼッペ氏）側と赤字の場合にはこれに折り合いをつけさせなくてはならない。このようなことはもちろん神は望まないことであるが、同ジュゼッペ氏はこの場合、トメイ氏に対し、同損失分の 4 分の 1 について割り引くことで、両者甲乙は、一つの会社として行ったものとして（損失をそれぞれ負担することとし）これについて合意を行うものとする。

“14°. Che sia lecito ad essi Signori Tomei fare quelli appaldi, così di palchi, che di platea, che credessero migliori, ed opportuni coll'intelligenza di esso Signore Don Giuseppe, per li quali appaldi debbasi tenere conto a parte, acciò nel maturo di quelli si possa al sudetto Signore Don Giuseppe dare il quanto.”

第 14 条：同トメイ両氏に対しては、パルコ席、ならびに平土間席の予約販売権が認められている。これは同ジュゼッペ氏の知性によって、最善の方法になるものと思われるものであるが、彼ら（トメイ両氏）には、予約販売権の支払い期限時においてジュゼッペ氏に対して割合分を支払うことができるように、会計を別枠で計上しておく義務がある。

“15°. Si è convenuto, e conviene, che in caso detti Signori Tomei nelle giornate prefisse di Martedì, e Venerdì non facessero fare le promesse rappresentanza senza positiva causa, o legittimo impedimento, in tal caso debbano pagar cedere per quei pesi, che esso è in obbligo soffrire, come ancora per esser privo de promessili emolmenti di palco, e persone in platea, intendendosi eccettuato, quanto venisse la giornata permutata a tenore dell'espresso parte convenuto di sopra.”

第 15 条：同トメイ両氏は、（演劇公演）として前もって決められている火曜、金曜において、正当な理由なしに、あるいは法律上の支障により、この約束された公演を行うことができない場合は、トメイ両氏は、そもそも同人が負担しなくてはならなかった割合に応じて償いとしての支払いを行わなくてはならない。またパルコ、平土間の個人席から約束されている収入についても得ることができないが、その際、上の取り決めに基づいて行われる差替変更日についての（収入）はこれを除外するものとする。

“16°. Che resti benanche riserbato(!) ad essi Signori Tomei il palco numero (***) per farne quell'uso, che ad'essi parerà e piacerà, con due persone in platea.”

第 16 条：また、トメイ両氏に対してパルコ (***) 番席を、彼らの私用のために予約することで彼らを喜ばせるほか、平土間においても 2 名席を準備すること。

“17°. Che tutte le spese si faranno, così di scene, machine, ed ogni altro, che possa occorrere per servizio di detto Teatro, non si debbano fare senza intesa di detto Signore Don Giuseppe, o di persona dal medesimo, destinato Signore Don Francesco Benevento.”

第 17 条：舞台、大道具などその他、これらへのすべての支出について、それが同劇場の運営（全体）に関わるものである場合、同ジュゼッペ氏、あるいは同氏の代理人であるフランチェスコ・ベネヴェント氏の合意なくこれを実施してはならない。

“18°. Che siano obligati detti Signori Tomei, che tutte le spese di scene, machine (si rifere) come di sopra spiegate, si debbano apprezzare, e dopo andata in scena l'opera, darne anche il quarto al sudetto Signore Don Giuseppe.”

第 18 条：同トメイ両氏は、上項で説明し、（別紙参照の通り）舞台、大道具にかかるすべての支出について、すべてその（価格）見積もりを行わなければならない。そして演目の上演が終了した後に、そのうちの 4 分の 1（の

額を)を上述のジュゼッペ氏に対して与え、(これを支払わせ)なければならない。

“E han promesso e convenuto dette parti per solenne stipulazione, l'associazione e parti sudetti dalle medesime rispettivamente come sopra fatte accerte sempre rate, e ferme, ed a quelle non controvenire per qualsivoglia ragione, e causa.

E per la reale osservanza delle cose predette / dette Signore Parti spontaneamente hanno obligato se stesse, e ciascuna di esse, e li loro, e di ciasucuna di loro respetivamente eredi, successioni, e beni tutti presenti, e futuri l'una all'altra, e l'altra all'una presenti (si refere) sub pena/ dubi / medietate / cum petestate capiendi / constitutione precari /.

Die quarta m(*)a octobris v.q. ind(**)is 1786 neaplis.”

以上、同両者側は、神聖な契約としてこの書類についての約束を行い、ここに確認した。上記の両者側は、各々上記それぞれの条項で示した我々の間の取り決めについて、いかなる異論もないものとする。

[以下契約文書の定型的表現のため翻訳は省略] 1786年10月4日、ナポリ。

* 本研究は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究 B: 15K21243 山田高誌）を受けて実施された。